

第1日目（6月4日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから平成30年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後、欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

また、新潟日报社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番・清塚武敏君及び議席番号12番・鈴木 一君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ声あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る5月25日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。

つきましては、本定例会の会期は本日6月4日から6月15日までの12日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月4日から6月15日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 表彰伝達式のため、暫時休憩いたします。岡村雅夫議員は、こちらの席に移動願います。

〔午前9時32分〕

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

〔午前9時32分〕

○議 長 この表彰は、全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長 それでは、被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規程に基づき表彰を受けた者、市議会議員在職15年以上表彰 岡村雅夫。まことにめでとうございます。それでは議長、お願いいたします。

○議 長 表彰状 南魚沼市 岡村雅夫殿。あなたは南魚沼市議会議員として15年、南魚沼市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会にあたり、今回、表彰規程により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長

山田一仁 代読。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長 おめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

○議会事務局長 ありがとうございます。

○議長 ここで市長から祝辞をお願いいたします。
市長。

○市長 本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました岡村雅夫議員に対しまして、市民とともに心からお祝いを申し上げ、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。おめでとうございます。このたびの表彰は、その円満なる人格と市政に対する熱意により、市民の厚い信頼を受けられ、平成4年からの大変長い期間にわたり、豊かな見識と卓越した手腕をもって議会の円滑な運営に努められ、多大なご貢献をされるとともに、市政の健全なる発展のために終始一貫してご努力賜りましたことに、深く敬意をあらわす次第でございます。

地方自治体においては、人口減少、雇用対策、定住促進といった地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められている中、自治体独自の取り組みも大変重要になる時代にあつて、地方自治の健全なる発展のために地方議会が果たすべき使命もますます大きくなってきております。今後、当市は魚沼地域の中心市として重大な役目を担うことになり、議会とそして議員諸兄の使命もまた大きなものがあるかと思っております。

表彰を受けられました岡村議員におかれましては、今後ともご自愛をいただきまして南魚沼市の発展のために、さらなるお力添えを賜りますようお願いを申し上げますとともに、このたびの受賞を心から改めましてお祝い申し上げ、祝辞とさせていただきますと思います。平成30年6月4日、南魚沼市長 林 茂男。本日は大変おめでとうございます。

○議長 被表彰者より謝辞をお願いいたします。

岡村雅夫君、ご登壇願います。

○岡村雅夫君 表彰伝達式にあたりまして、一言謝辞を述べさせていただきます。このたび全国市議会議長会から在職15年以上の表彰をいただきました。望外の喜びであり、感謝の念にたえません。今ほどは市長からも祝辞をいただきまして、身に余る光栄であります。大変ありがとうございました。

私は平成4年4月、大和町町長選挙の時点で補欠となっておりました、町議補欠選挙において無投票、初当選ということが議会議員としての第一歩でありました。義理の叔父の故田邊正夫の病死による欠員であった日本共産党の議席でありました。以来26年、合併選挙で落選しましたが、4年の空白がありますが22年間、議会議員として勤めさせていただいています。これはひとえに支えていただいた有権者、支持者の皆さん、議会執行部の皆さん、同士そして家族など多くの皆さんのご支援のたまものであると思っております。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

日本共産党議員として国民の苦難解消のため、微力ながら活動をしてまいりました。当時はバブル景気が続いていまして、共産党は選択肢の外とされ、共産党外しの時代でありました。また、旧ソ連・東欧の崩壊の事態を受け、共産党は時代遅れといった議論が広く唱えられ、党にとって逆風の時代でありました。それから四半世紀経た今日、私たちを取り巻く情勢は、大きな前向きの変動が起こっていることを実感しています。

2016年、参議院選挙で森ゆうこ氏が当選。知事選挙では米山知事の誕生、そして2017年、昨年であります。衆議院議員選挙におきまして6小選挙区で4選挙区で勝利をいたしました。いわゆる新潟ショックといわれているものであります。市民と野党の共闘によって、日本の政治を変えるという新しい画期的な流れがつけられています。長い間、日本の政界を覆ってきた、共産党を除くという壁が取り除かれ、日本共産党も参加しての共闘がさまざまな形で当たり前のように取り組まれています。市民と野党の共闘にこそ未来があります。

新潟県知事選挙、そして県議補欠選挙まっただ中でありました。共闘によって日本の政治を変えるという道を、多くの方々と手を携えてとことん追求していく決意を述べて、表彰を受けての謝辞といたします。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 長 ありがとうございました。なお、ただいま表彰を受けられました岡村雅夫議員におかれましては、去る4月26日に、北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りしご報告申し上げます。

以上で、表彰伝達式を終わります。

○議長 長 ここで事務局長より報告があります。

事務局長。

○議会事務局長 ただいまの岡村議員の表彰に加え、全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会 黒滝前議長及び小澤議長が全国市議会議長会国会対策委員として、会の運営にご尽力された功績により、全国市議会議長会から感謝状が贈呈されておりますので、この場をお借りましてご報告申し上げます。以上です。

○議長 長 以上で、表彰伝達式を終わります。片づけ、被表彰者写真撮影のため、休憩といたします。再開は10時ちょうどといたします。

〔午前9時43分〕

○議長 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前10時00分〕

○議長 長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許可します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重なお時間をちょうだいいたしまして、大変申しわけございません。平成30年度、人事異動による執行部新部長の紹介とあわせて提出案件の訂正等のお願いをさせていただきます。

最初に新部長を紹介いたします。前任議会事務局長で産業振興部長 高野藤夫です。

○産業振興部長 産業振興部長の高野です。前回とちょっと景色が違いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○総務部長 前任建設課長で建設部長 大塚智明です。

○建設部長 建設部長 大塚智明です。よろしくお願いいたします。

○総務部長 前任総務課長で市民病院事務部長の南雲貢です。

○市民病院事務部長 市民病院事務部長の南雲貢でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長 前任産業振興部長で総務部長の樋口一です。よろしくお願いいたします。

次長、課長級では、本日議場に入場しておらない職員もおりますが、紹介をさせていただきます。塩沢市民センター長 須藤美恵子、秘書広報課長 南雲利和、総務課長 高橋悟、会計課長 中沢恵、市民課長 大津素子、税務課長 関 浩二、介護保険課長 梶山伸也、子育て支援課長 山崎芳人、建設課長 南雲久仁之、議会義務局長 西澤良二、農業委員会事務局長 荒川稔、学校教育課長 山崎一也、ゆきぐに大和病院事務部次長 佐藤克昭、市民病院庶務課長 小林龍雄。以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、提出案件の訂正と差しかえをお願いいたします。最初に正誤表による所信表明資料の訂正でございます。お配りの正誤表のとおり、9ページ6行目中ほどの、「と納税充当事業として当初予算に計上した分を除き」とありますが、「除き」を「含め」に訂正をお願いいたします。思い違いによります入力誤りと、確認が不十分であったものでございます。

次に丸正への差しかえをお願いいたします。お手元にお配りをしております、第11号報告専決処分した事件の承認について、専決第30号 南魚沼市税条例の一部改正についてでございます。10ページ附則の第2条において、「税条例50条」とすべきところを「40条」と誤っております。入力ミスとその後の確認が不十分であったものでございます。

以上、大変申しわけございませんでした。さらに気を引き締めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

[何事か叫ぶ者あり]

今ほどの説明に誤りがありました。丸正でございますが、「40条」とすべきところを「50条」と誤ってございました。大変申しわけございません。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。6月定例会どうぞよろしくお願いいたします。平成30年6月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力をいただいていることに対しまして、深甚なる敬意をあらわしますとともに感謝を申し上げますのでございます。お手元の資料になくて、追加の文章をちょっと申し上げますのでよろしくお願いいたします。

新聞報道にもありましたように、介護保険の給付額、減額期間の算定におきまして、一部の方について期間の算定誤りがありました件、この件につきましてご報告を申し上げたいと思います。大変ご心配をおかけしました。原因といたしましては、この期間の算定に当たり、法令の解釈を誤ってシステムプログラムを構築したためであります。このため、2名の方について給付額減額期間が短く算定されてしまい、介護保険のサービスを利用するに当たり、利用者負担額が過少となったものであります。お2人には多大なご迷惑をおかけしましたこと、そして、市民の皆さんにご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫びを申し上げたいと思います。今後は法律の解釈の徹底、システムによる算定結果の確認の強化に努め、再発防止に取り組んでまいります。大変申しわけございませんでした。

それでは、3月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告を申し上げます。第1に、保健・医療・福祉についてであります。平成29年度国民健康保険特別会計につきましては、決算見込みを精査した結果、形式収支で1億5,200万円ほどの繰越金を生じる見込みであります。一般会計からの法定外繰入金8,000万円及び国負担金の翌年度精算分を差し引きますと、実質の単年度収支は3,880万円の黒字となります。平成30年度の保険税率につきましては、前年の所得額に基づき仮算定を行ったところ、滞納繰越分を含めた税収見込みが当初予算額を470万円ほど下回る結果となりました。不足分は繰越金で対応が可能というふうに判断をいたしまして、平成30年度の保険税率の改定は、見合わせることにいたしました。この旨、5月17日に開催をしました国民健康保険運営協議会ここに諮問をいたしまして、了承をいただいたところでございます。

保健事業につきましては、今年度中に「南魚沼市自殺対策計画」を策定し、県や医療機関など関係機関との連携を進めながら、自殺予防へとつながる事業を推進してまいります。また、発達障がいなどが疑われる児童・生徒に対して、専門医による助言指導を行う「児童・生徒発達相談事業」これを、昨年度に引き続き実施しております。なお、市内医療機関等における看護師不足を解消するため、南魚沼市独自の給付型奨学金制度について、今定例会に条例を提案いたしましたのでよろしくお願いをいたします。給付の開始は平成31年度からありますが、年度内に募集を行い、奨学生を決定することから、補正予算に債務負担行為を設定いたしました。

病院事業につきましては、市民病院では、国道17号六日町バイパス補償関連工事を残し、病院建設は完成となりました。ゆきぐに大和病院では、平成28年度から導入をいたしました経営改善にかかるコンサルタント契約により、収支改善の成果が着実にあらわれてきていることから、診療・介護報酬の改定に合わせ1年延長をさせていただきました。

子育て支援関係につきましては、3月末をもって塩沢保育園、中保育園を閉園し、135人の園児を迎えて牧之保育園を4月に開園いたしました。現在、旧中保育園の解体工事を安全面に十分配慮しながら実施をさせていただいております。今後は、駐車場造成、また園庭整備工事などの外構工事を発注する予定であります。

子どもの医療費助成につきましては、平成30年4月診療分から入・通院医療費の保険適用

分全額助成（窓口無料）対象年齢を「0歳児から5歳に達した月の月末」この部分から「0歳児から就学前（満6歳に達した日以降の最初の3月31日まで）」これに拡大をさせていただき、保護者の経済的な負担軽減を図っております。

子育ての駅「ほのぼの」につきましては、開館以来4月末までの利用者数は、1万3,900人となっております。日平均では128人となっております。旧ほのぼの広場六日町会場、銭淵公園脇の支援センターにあったときですね、との比較では、約2.8倍となっております。保護者の割合も旧施設と比べまして、父親や祖父母の皆さんの割合が大変増加をしております。今後も子育て世代の多様なニーズに応え、多くの方から利用いただける施設を目指してまいります。

福祉関係につきましては、障がい福祉を総合的に支援するために、平成30年4月から平成36年3月までの6年間を計画期間といたします「第3期南魚沼市障がい者計画」、また平成30年4月から平成33年3月までの3年間を計画期間とします「第5期南魚沼市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」これを策定いたしました。「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」これを基本理念としまして、障がいのある人もない人も社会の対等な構成員として、社会活動に参加・参画し、ともに生きる社会を目指してまいります。

介護保険関係につきましては、3か年を計画期間とする「第7期介護保険事業計画」の初年度がスタートしました。今年度における介護サービス基盤整備計画では、地域密着型サービスとして、認知症対応型共同生活介護——いわゆるグループホーム、看護小規模多機能型居宅介護の整備、施設サービスとして、介護老人福祉施設——特別養護老人ホーム）と称されていますね、整備を計画しております。在宅で生活をしている要支援・要介護高齢者の多様なニーズに対応し、介護サービス利用者に満足いただけるようサービスの充実を図ってまいります。

次に、教育・文化についてであります。4月10日に八海中学校の開校式と入学式を行いました。屋外運動場の工事は5月11日に竣工しまして、これをもって統合に関する工事は全て完了をいたしました。平成31年度に開校します、平仮名で「おおまき小学校」につきましては、3月15日に開催された統合協議会で新しい校長が決定しました。このほか、上田地区の統合協議会が今月中に組織される運びとなっております。

南魚沼市図書館につきましては、3月2日に来館者数が100万人を達成いたしました。平成26年の開館以来、市民の読書活動や生涯学習の拠点として、大きな役割を果たしてきたと考えています。今後も、生涯学習環境の充実や「学びの郷南魚沼プラン」この着実な実施によりまして、市民の生涯学習意欲の向上と豊かで潤いのある生活の実現を目指し、努力してまいります。

スポーツ振興につきましては、4月28日にスケートパークがオープンしました。県外からの利用者も多く、順調なスタートとなっております。二日町グラウンドナイター照明の工事につきましては、今、順調に工事が進捗しており、今月中旬には利用できる見込みであります。モンスターパイプナイター照明工事につきましては、スポーツ振興くじ助成金の交付内示を

いただきました。中越森林管理署に開発許可申請中でありまして、許可後、速やかに発注する予定でございます。

次に、環境共生についてであります。し尿等受入施設につきましては、4月から運用を開始しておりますが、試運転期間の延長が必要となりまして、その間は全量の受け入れが困難であることから、今月末まで旧し尿等処理施設の運転を継続することとしています。

新ごみ処理施設の建設につきましては、建設予定地としている国際大学用地の周辺集落を中心に、個別集落での説明会を現在、開催しております。さまざまなご意見、ご質問などをいただいているところであります。地域住民の皆様から出てきている不安に対応し、処理施設の安全性などの理解を深めてもらうため、今後、先進地の視察や、また専門家による講演会などを行う予定としております。多くいただいておりますご意見、ご質問を整理させていただいて、市として必要な調査・研究を行った上で、2巡目の周辺集落説明会を開催してまいり、丁寧にお答えしてまいりたいと考えているところでございます。また、施設規模の再算定、発生するエネルギーの利用方法などについて、さらに検討を進めてまいります。

地盤沈下対策につきましてはです。平成28年9月1日から平成29年9月1日の地盤沈下量の最大値は、六日町中学校付近の1.1センチでありました。今後も継続的に地盤沈下状況を監視しながら、影響の評価をしてまいりたいと考えております。

次に、都市基盤についてであります。国土調査事業につきましては、余川地区で0.33平方キロメートルこの現地調査を開始いたしました。また、今後の六日町市街地区域内の事業実施に向けて、予備調査などを予定しております。

国の直轄事業であります。「国道17号六日町バイパス・浦佐バイパス」そして「国道253号八箇峠道路」の事業推進に引き続き協力してまいります。そのほか、「国道17号六日町電線共同溝」などの事業が予定されております。

砂防事業につきましては、水無川水系で「水無川流域砂防堰堤改築」、また三国川水系で「三国川中流域土砂災害対策」、また、上田地区の高棚川水系で「高棚川砂防堰堤群」、また登川水系では「登川床固工群」などの事業が予定されております。

新潟県事業につきましては、「国道291号」、また「県道塩沢停車場八竜新田線」、「県道欠ノ上五日町線」などの道路改築工事、また「十二沢川」、「伊田川」などの河川改修事業が予定されております。

当市の道路事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、交通安全、消雪パイプのリフレッシュ、また橋梁修繕などの事業を予定しております。事業費で14億2,129万円、国費は8億3,326万円で、要望額に対しまして77パーセントの予算配分がございました。景気対策の面からも早期発注に努めてまいります。

住宅リフォーム事業であります。現行制度としては最終年としたいということで、5月1日から受付を開始したところですが、5月31日現在で、ここは訂正があるかもしれません。5月31日現在、571件、事業費5億5,700万円、もう一度申し上げます。5月31日現在で、571件、事業費5億5,700万円、補助金交付予定額は4,415万円、この申し込みがございま

した。当初予算額 2,000 万円のところ、今定例会におきまして 1,500 万円を追加する補正予算を計上いたしましたので、よろしくお願ひします。

下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、主に農業集落排水処理区での公共下水道への接続を予定しております。事業費で 4 億 1,000 万円、国費 2 億 500 万円、要望額どおりの予算配分がありました。また、防災・安全社会資本整備総合交付金事業として、大和クリーンセンターの長寿命化計画に基づく、処理施設の更新及び六日町市街地の浸水対策などを予定しております。事業費で 4 億 6,500 万円、国費は 2 億 8,000 万円で、要望額に対し 79.4 パーセントの予算配分がありました。なお、平成 29 年度末の水洗化率は、前年度から 0.7 ポイント増加して 90.1 パーセントとなりました。さらなる水洗化率向上のため、接続の推進に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。一般財団法人日本穀物検定協会が 2 月末に公表した「米の食味ランキング」において、魚沼産コシヒカリが 28 年間続きました「特 A」から、初めて「A」評価となりました。これも評価として真摯に受けとめ、消費者の期待に応え続ける「日本一おいしい米づくり」に向けて、食味確保につながる技術対策の徹底を図るよう、産地関係者が一丸となって取り組んでまいります。

平成 30 年産米の作付見込み面積であります。4 月末現在で約 4,816 ヘクタールとなっており、前年実績とほぼ同水準となっております。今後も区分集荷に基づく区分販売、また安全・安心を客観的に担保する農業生産工程管理いわゆる G A P、この取り組みなどにより、日本一のブランド米にふさわしい食味・品質の確保と、南魚沼産米のブランド力の強化を推進してまいります。

農地中間管理機構を活用した農地集積につきましてはであります。5 月末現在で 107 件、75.1 ヘクタールの申し込みとなっており、前年同期を上回っております。今後も担い手への集積・集約化を図り、生産性の向上に取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、市内 12 地区の広域活動組織により、農振農用地の約 96 パーセントを対象に活動していただいております。5 年目になりました各組織の活動も軌道に乗っております。地域の期待も大きいことから、今後も活動をさらに充実させるため、関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光振興につきましてはあります。このたび 3 か年計画の地域再生計画を国に申請させていただきました。3 月 30 日付で認定をいただきました。これにより、来たる東京 2020 年のオリンピック・パラリンピックに向けて、今年度から地方創生推進交付金を活用しながら、インバウンド誘致などへの取り組みを進めてまいります。

食によるまちおこし事業「南魚沼、本気丼」につきましては、全国放送やさまざまなマスコミでの露出もありまして、大手観光会社のバスツアーも拡大したことから、県内外で認知度が高まってまいりました。今年度も新潟県補助金を活用し、8 月初旬の開始に向けて準備を進めています。来年に控える「新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーン」このイベントや大地の芸術祭との相乗効果等も求めながら、SNSなどを最大限に利用し

た情報拡散や周知拡大に努めてまいります。

雇用状況につきましては、有効求人倍率が高い状況が続いておりまして、人材不足、労働力不足が顕著になっています。人材確保のため、U I J ターンを含めた若者や女性、高齢者の就労について、関係機関、関係部署と協働しながら、有効な支援ができるよう努めてまいります。

生産性向上特別措置法につきましては、今月中に制定される見込みであります。今後、これを受け人材不足への対応や生産性向上を目指し、設備再投資を進める市内中小企業への支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。新年度の機構改革では、「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと 南魚沼」これをテーマとした体制の充実を図るため、総務部U&Iときめき課を係体制から班体制といたしました。これまでの地方創生や地域づくりなどの業務はもちろんでありますが、ふるさと納税の魅力向上と、若者の流出抑制や地域の子供たちのUターンなど、移住定住施策を地域や民間企業と協力し、さらに進めてまいります。

このほか、福祉保健部でも一層の効率・効果的な業務体制を構築するため、介護保険課及び保健課の係・班体制の再編を行いました。

南魚沼市後期教育基本計画で本市が目指す教育を実現するためには、学校教育のみならず、家庭及び地域教育力の醸成や、活力あるコミュニティーの形成、生涯にわたる学びを可能にする体制づくりなど、多方面から総合的に取り組む必要があります。このため、ことし1月に開催された総合教育会議において、学校教育と社会教育の一体的な体制づくりを提案いたしました。その後、具体的な検討を進めてまいりましたが、市の中央公民館の旧図書館の空きスペースに学校教育課を移転することとし、移転に必要な旧図書館の改修費用などを補正予算に計上いたしました。よろしく申し上げます。引き続き、教育行政をはじめ、行政サービスの充実に向けた業務体制の構築に取り組んでまいります。

地域再生計画『「住まう喜びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクト』につきまして、今後、具体的な事業内容を掲載した「生涯活躍のまち形成事業計画」を定め、移住定住促進や起業・創業支援など、幅広い分野で南魚沼まちづくり推進機構と連携して進めてまいります。

「空き家バンク制度」につきましてであります。全国の情報を一元的に提供するために国土交通省が運用を開始しました「全国版空き家・空き地バンク」に参加いたしました。あわせて、空き家バンク制度の活性化、登録促進を図るため、家財道具などの搬出、処分に要する経費の一部を補助する制度を開始いたしました。制度の充実を図るとともに、登録物件の増加や物件情報の発信、利用者間の安全・安心な取引の確保に努めてまいりたいと思っております。

昨年6月1日から運用を開始いたしました、ふるさと納税の返礼品制度による平成29年度中の寄附総額は、8億4,500万円を超えまして、開始初年度から大変大きな額となりました。いただきました寄附金のうち、市が活用できる財源については、財政調整基金による運用で

はなく、「南魚沼市ふるさと応援基金」を設置させていただき明確化を図りたいことから、今定例会に条例を提案いたしましたので、よろしく願いいたします。全国の皆様から応援いただいたことに心から感謝申し上げ、市民が生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。当市の魅力発信と地域振興のため、今後も市内事業者とともに創意工夫を重ねて、ふるさと納税申込窓口の拡充これを行い取り組んでまいりたいと思います。

第2次総合計画につきましては、施策の達成目標また指標の数値を毎年把握するとともに、ローリングによる実施計画の見直しなどを行いながら、計画の実現に向けた取り組みを進めています。公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとの利用状況また維持管理経費などを明らかにして、公共施設の総量縮減に向けた検討を進めてまいります。

市民サービスの向上や地域の活性化、地方創生の推進に向けまして、5月22日に南魚沼市内郵便局との包括的な連携協定を締結しました。報道もされております。今後、郵便局の持つネットワークなど互いの長所を生かしながら、幅広い分野で連携事業に取り組んでまいります。

魚沼地域定住自立圏につきましては、圏域住民の安全・安心な暮らしの実現に向け、共生ビジョンに基づく連携事業について、魚沼市及び湯沢町と協議を進め、事業の具体化を図ってまいります。

東京オリンピック・パラリンピックを、世界に広く「雪国ブランド」を発信する絶好の機会と捉え、2020年を見据えながら、雪の利活用、雪国文化など雪の魅力を発信する事業を実施してまいります。まずは、流行、ファッションなど若者文化や、外国人への情報発信の非常に中心地となっております東京都渋谷区において、昨日6月3日に開催された「第2回渋谷おとなりサンデー」に出展をしてまいりました。また、7月6日、7日には市民会館において開催される「雪の市民会議 in 南魚沼」私はこの席上でよく雪室サミットとわかりやすく申し上げていたものであります。この取り組みを行います。で開催団体と協議を進めております。このほか、姉妹都市リレハンメル市がありますノルウェー王国の自転車競技これはロードレース系ですが、これを当市に事前キャンプ地として誘致する取り組みも、今、進めておりまして、誘致活動に必要な事業費を補正予算に計上いたしましたのでよろしく願いいたします。具体的になりたいと、していきたいと思っております。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりました。平成29年度決算概要を概略をご説明いたします。

水道事業会計につきましては、収益的収支において総収益21億6,066万円、総費用18億2,846万円で、差し引き3億3,220万円この純利益を見込んでおります。資本的収支においては、収入6億4,023万円、支出15億8,258万円となりまして、9億4,235万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

病院事業会計につきましては、収益的収支において総収益52億4,237万円、総費用54億3,000万円となり、差し引き1億8,763万円の純損失を見込んでおります。大和病院事業においては、地域包括ケア病床の運用や診療報酬の上位加算を受けられるようにした結果、黒

字化を達成することができました。また、市民病院事業においては、大変高額な抗がん剤の購入による薬品などの材料費の増、また、平成 29 年度の外構工事費等の増に伴い、減価償却費の増及び医療機器や設備の保守費用の有償化に伴う増などがありまして、大幅な赤字決算となる見込みであります。資本的収支においては、収入 5 億 3,983 万円、支出が 9 億 285 万円となり、3 億 6,302 万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

平成 29 年度一般会計補正予算（第 8 号）を専決処分いたしましたので、ご報告します。主なものとしては、歳入では、地方交付税の確定による増額、道路除雪に係る国庫補助金などの増額、ふるさと納税寄附金の収入額確定による増額などを計上しました。歳出では、総務費でふるさと納税返礼品が翌年度にわたって送付される分、段階に分けて発送したりする分です。につきまして、委託料の減額、及びふるさと納税寄附金の確定額を翌年度へ移行するための財政調整基金積立金の増額を計上しました。結果としまして、歳入額が歳出額を上回りましたので、歳入において財政調整基金繰入金を 2 億円減額し、合併振興基金では当初 2 億円の繰り入れを見込んでいたところを全額減額することといたしました。

平成 30 年度一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分いたしましたので、報告いたします。新潟県知事の辞任に伴いこの週末、6 月 10 日に実施されることとなりました、新潟県知事選挙及び新潟県議会議員補欠選挙のために必要な経費として、歳出に 3,825 万 4,000 円を追加したものであります。歳入では、同額の県委託金を計上し、それぞれ歳入歳出の総額を 299 億 5,825 万 4,000 円といたしました。

一般会計及び特別会計につきましては、5 月 31 日をもって会計閉鎖となりましたので、現在、決算整理作業を行っているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、残額についての額の確定を待って 9 月定例会に補正予算を計上いたします。

今定例会に提案させていただきます、一般会計補正予算（第 2 号）では、歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 8,559 万 8,000 円を追加し、総額で 304 億 4,385 万 2,000 円としたいものであります。

主な内容としましては、歳出では、前年度にいただいたふるさと納税のうち、返礼品を今年度にわたって複数回受け取るコースを選択された方の分のふるさと納税返礼品等業務委託料これを 1 億 3,745 万円増額。また、今年度のふるさと納税充当事業として当初予算に計上した分を含め、今後の事業に活用できる財政をふるさと応援基金に一旦積み立てるため、基金積立金を 2 億 2,854 万円計上いたしました。し尿塵芥処理施設運営費では、し尿受入施設の試験運転延長に伴い必要となる経費を 1,450 万円増額、観光振興事業費では、地方創生推進交付金を活用した「南魚沼ブランド」による産業振興プロジェクトに 1,346 万円を追加。また、7 月の兼続公まつりで毎年行われる武者行列や米沢藩古式砲術保存会の演武披露などの内容を改めさせていただき、ステージ型イベントとする経費として、兼続公まつり実行委員会運営費補助金に 55 万円を追加しました。

個人住宅リフォーム事業費では、先ほど申し上げたとおり 1,500 万円を追加いたしました。

現行制度としては最終年と考えておりますが、市内経済への波及効果を鑑み増額するものがあります。

統合中学校建設事業費では、不足する駐車場として活用するため、建設工事期間中に使用するために取得をしておりました、事務所の建物の除却工事費として、1,800万円を計上しました。また、教育委員会を市民会館に集約するための工事費用として市民会館大規模改修事業費に3,876万円を増額しました。

歳入では、地方創生推進交付金を1,346万円追加し、ふるさと納税推進事業の返礼品対応分とふるさと応援基金への積み立て分として、財政調整基金繰入金を3億6,600万円追加いたしました。なお、以上による歳入歳出の差額調整で、前年度純繰越金に1億559万円を計上しました。

大変長い所信表明となりましたが、引き続き「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼」を実現するため、ふるさと納税を活用し、雪を利活用した連携やその情報発信などを積極的に行いながら、移住・定住へとつながる取り組みを進めてまいります。

なお、記載されておられません4月1日から始まりました、新年度のふるさと納税の報告をします。きょう現在、6月4日現在で申込件数が4,552件、金額では1億1,690万8,000円となっております。大変好調に推移しております。

東京2020オリンピック・パラリンピックを「雪国ブランド」として、当市を世界に広く発信する絶好の機会と捉え、これに向けて取り組んでまいります。これら南魚沼市独自の地方創生の取り組みを、地域再生推進法人をはじめ、市内外の多くの皆様のご協力をいただきながら、全庁を挙げて進めてまいります。市民からの、また議会からのご理解とご協力をいただき、推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上、所信表明といたします。

○議 長 以上で、市長の所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・鈴木 一君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 それでは、議会運営委員会に付託されました調査の報告を行います。調査事項に関しましては、主なものとして平成30年6月南魚沼市議会定例会の運営についてを調査いたしました。

（1）付議事件の概略について、（2）会期及び議事日程について、（3）一般質問の取り扱いについて、（4）人事案件の採決の方法についてであります。

調査の状況、期日は平成30年5月25日、委員6名全員出席であります。正副議長からも出席をいただきました。

調査の内容は、執行部、総務部長、総務課長より出席をいただき、6月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。以上です。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・桑原圭美君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。詳細は既に配付済みの資料に記載されておりますので、簡潔に説明を申し上げます。

調査事項はC C R C構想について小項目を3点、生涯スポーツと生涯学習の進捗について小項目を3点でございます。

期日は4月23日、委員全員が出席し、議長にも出席をいただきました。

調査の内容は、執行部の出席を求める事務調査であります。

まず、C C R C構想についてであります。平成26年度から検討を開始し、さまざまな課題と直面している状況であります。現在は、国の地域再生計画の認定を受け、単なる高齢者向けの政策ではなく、南魚沼市生涯活躍のまち形成事業計画の策定を目指す方向であります。委員会としましては、進捗が全て芳しいとは言い難い状況であると認識しておりますが、多様なニーズや課題に対しての検討とアクションを繰り返すことにより、変化と成果を期待してまいりたいところでございます。

次に生涯スポーツと生涯学習の進捗についてであります。平成27年10月に行ったスポーツ健康都市宣言により、スポーツに親しむことで全ての市民が健康で文化的な生活を送ることを目指すことになりました。現在の動きとしては、簡単なところでいうと週1回以上のスポーツの実施と、体育館等の予約システムの向上を掲げたものとなっており、そこから新たな課題等も見つかっていることから、委員会としましては一定の成果がみられていると判断いたします。

また、生涯学習に関しましては、学びの郷南魚沼プランを調査いたしました。平成28年度策定の後期教育基本計画の中にあり、生涯学習の振興に生かすことを目的としています。このプランの作成に当たっては住民アンケートを実施し、この結果を十分に生かしたものになっているかどうか重要ですが、現在の施策が市民の学習意欲に応じ切れていないということを率直に認めた上で、取り組んでいることを大いに評価することとし、今後の進捗に期待するものとしたしました。

なお、質疑に関しましては資料に記載しておりますので説明を省略いたします。以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 産業建設委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 それでは、産業建設委員会の報告を行います。調査事項につきましては、魚沼産コシヒカリの品質向上に向けた課題と対策について、2点目、アジアを対象としたインバウンドの取り組み状況についてであります。その他といたしまして、①市内スキー場の入込客数について、②魚沼基幹病院の上水道使用について、③市道除雪路線の見直しの検討についてであります。

調査状況であります。期日 平成30年4月20日、委員の出席状況は7名全員であります。議長からも出席をいただきまして、執行部の説明を受けました。

まず1点目、魚沼産コシヒカリの品質向上に向けた課題と対策であります。これにつきましては魚沼産コシヒカリ特AからAへの陥落に基づいてであります。食味ランキングにつきまして、日本穀物検定協会はサンプリング場所等を非公開としておりまして、公表済み以外の情報は一切公表しないということでありました。南魚沼産コシヒカリは、過去5年間の食味調査結果をまとめた数値を見ても、JA魚沼みなみ、JAしおぎわの調査の中ではこれまでと特段変わっていないということでもあります。

魚沼地域の農業者や市町ですが、JA、集荷業者、県による魚沼米対策検討協議会を3回開催して、食味に影響した要因、課題の整理や技術対策について検討してきました。検討会議では気象、格落ち理由、玄米、たんぱく質の状況からは、直接、食味低下に結ぶものは判然としていないということでありました。

今後の対応についてであります。魚沼米対策検討会議で短期的には独自に食味調査を行い、平成29年産米も変わらないというデータを持つJAが主体となり、連携した情報発信を行うということでもあります。市では、今年度作成を予定していますパンフレット等で、変わらぬおいしさをしっかりと市としてPR、情報発信していく必要があると考えているという説明がありました。

質疑で若干触れさせていただきましたが、けさのNHKニュースでも話がありました。近年、大規模農家の田植えや刈り取りがかなり遅れているところも見られ、能力以上の受託が懸念されている。JAとも連携し、対策が必要ではないかという質問がありました。回答といたしましては、他からも話を聞いている。JAと協力しながら連携して指導していきたいということでもあります。

アジアを対象としたインバウンドの取り組み等につきましては、お手元の記載のとおりとさせていただきます。以上で、産業建設委員長の報告とさせていただきます。

○議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の閉会中の調査事項を報告させていただきます。

期日は平成 30 年 4 月 24 日であります。委員の出席が 7 名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項につきましては、記載のとおり 3 件と報告 1 件であります。調査内容につきましては、執行部また所管の部長、課長、説明員より出席をいただき調査いたしました。報告につきましては、今回、先ほど市長の所信表明にもあるように、重要案件を調査したわけでありますけれども、事前に資料を配付してありますので簡潔にさせていただきますと思っております。

1 点目であります。し尿処理施設についてでありますけれども、現地調査を含め行いました。このし尿処理施設は、2 市 1 町共同で受入施設を建設したわけでありますけれども、敷地については新潟県より無償で使用をさせていただいております。平成 27 年実質設計、そして平成 28 年、29 年と建設し、8 億 9,900 万円をかけました。そして、本年 3 月から試運転を実施し、4 月から運用を開始した次第であります。

負担割合につきましては、人口割をもとに算出したしまして、魚沼市が 37%、湯沢を含めた南魚沼市が 63%となっております。その約 20%が湯沢で負担するということになっております。処理能力につきましては、旧施設では 110 キロリットルであります。生活雑排水の汚泥を民間に委託したことにより、新施設におきましては 1 日当たり 71 キロリットルにいたしました。産業廃棄物いわゆる生活雑排汚泥、グリストラップですけれども、処理単価が民間に委託したということにより大幅に上がることによりまして、本年平成 30 年度は 75%、そして平成 31 年度は 50%、そして最終年度の平成 32 年度には 25%の補助金をし、上限 30 万円を予定していることは皆さんもご承知のとおりであります。処理費用につきましては、旧施設においては年間大体 1 億円かかっておりましたけれども、新施設においては約 4,000 万円というふうになっております。

しかし、今議会で先ほど所信表明にもあり、また、これから出てくる一般会計の補正の議案にもありますように、平成 30 年 4 月から全量を新施設で搬入する予定でありましたけれども、本格的稼働を行った結果、市と県との相違もありまして 4 月以降、急増した雪消えとともに、し尿のくみ取りが急増するわけではございますけれども、そういう汚泥処理系の深刻な影響を与えるという恐れもあるということで、6 月 30 日までに試運転を延長しなければならない、そういう状況になっているわけであります。

それによって、旧施設とともに共用して処理しなければならなくなったわけでありまして、経費に関しましては先ほど述べたように、1,450 万円かかるようになっております。その後、ここには委員会までには、その後、県と調査するというものでありましたが、先日、お聞きしましたところ、市からは 7 月以降は搬入可能であるという報告を受けておりますの

でご報告したいと思っております。また、この内容につきましては、補正で議案が出ておりますので、質疑等がある場合はそのときをお願いいただければと思っておりますし、質疑等は記載のとおりであります。

2点目であります。新ごみ処理施設建設の進捗についてであります。ご承知のとおり、昨年の12月26日に3首長による協議が行われ、建設予定地を合意の上に合意をしたわけがあります。そして、国際大学の敷地内に決定をして、1月26日に地権者である国際大学の理事長を訪問したわけがあります。そして2月15日に建設予定地周辺の集落の区長様に説明会を実施し、そして委員会が私ども開かれるまで大学に2回、また、あわせて14会場で説明会を行った次第であります。その結果、問題点も明らかになってきたわけでありまして、当初予定していたよりも問題が深く、反対者の意見、気持ちを考えると非常に難しい対応が求められる感もあるわけがあります。

交通量の増加、そして施設の安全性等が出てきております。そして皆さんがやっぱり一番心配されているのは、風評被害であるということでもあります。今後6月、7月にかけて、新施設の見学会、また専門家の講演会などを予定しておりますし、また今後8月以降に関しては、もう一回質問の回答を含めた中で、2回目の周辺の集落への説明会を行っていくという考えでございます。質疑等は資料を見ていただきたいと思っております。

最後に3点目であります。地下水の採取についてであります。条例改正後の影響度、効果について詳細な検討を行っているところでありますけれども、まだできたばかりでありますので、今、一生懸命、調査をしている段階であります。条例改正後、施行された井戸の申請件数、10月1日以降でありますけれども、3月31日までには重点区域では77件、その他地域で63件、合計140件となっております。昨年度比で68件の増というふうな報告を受けております。

また、降雪感知器の補助申請に関しては148件でありました。また、総揚水量に関しましては稼働基準調査に基づきまして算出しますと、昨年度が8,594万トンに対して9,252万トンとなっているようであります。重点区域に関しましては、612万トンという報告がされている次第であります。その他、質疑等詳細については資料をごらんいただきたいと思っております。以上、社会厚生委員会の報告とさせていただきます。

○議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点お聞きします。し尿処理施設についてでありますけれども、処理能力、旧施設が110キロでいて、浄化槽、今回新設されたのが71キロという報告があるんですね。そして、なかなか処理ができなくて延長したというくだりがあるのですが、そもそもこの量的な計算間違いとか見込み違いというのはあったのかないのか、その辺ひとつ明確にお聞きしたいなというふうに思います。

それから、それに付随するグリストラップについて、非常に高額な処理費になるということで、経過措置ということで条例化して応援するという形になったわけがありますけれども、

これも織り込み済みだったのかどうかというあたりを調査されたのかどうか、ひとつお聞きします。後から行政と申しますか、後から発生したからそういう形が生まれたのか。その辺はどうなっていたのかひとつお聞きします。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 最初の量の問題でございますけれども、これは市としては前の分は雑排水が今度は民間に移るわけでありますから、その分を減らすという形でしたわけです。その中で一番の食い違いは、市としては1週間という感覚でやっておりましたが、実際のところは収集する方は土日が休みになるわけですから、5日間に集中しなければいけないわけです。そういう点がありまして、その分に集中してしまっているということであります。

それについては、最初の申し合わせでは市としては、県のほうにきちっと言ったという部分を聞いておりますけれども、県との相違でそうじゃないというふうなそういう報告がありました。それにつきまして、現実には県としてはそれを入れた場合、心配であるということであつと様子を見ようということに延びているわけであります。そういうことをご理解をいただきたいと思っております。また、詳細についていろいろその後の部分につきましては、補正等の部分が出ていますので、そのほうで私どもも聞いておりませんので、そこで行っていただきたいというふうに思っております。

次にグリストラップの件でありますけれども、織り込み済みかどうかというそれはちょっと理解が——私は説明の意味がちょっとよくわからないのですけれども、これは議会でも何回も私たち議員として、市の行政執行部に対しまして、大変な今度は飲食関係だとかそういう部分で上がるということ。これに関しては納得がいなかいということで我々議員のほうから執行部にかなり要請をし、また要望書も協会から出したわけであります。そうした中で、市はとにかく3年はこういう形でやろうということをご理解をいただいているというふうに私はみている次第であります。以上であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段については、やっぱり容量の問題だと思うのですね。容量が要するに能力が不足であったと。要するに今まで通常のくみ取りなり搬入をしていたことができなくなったということであると。だからそういうことを調査したかどうかということなのですよ。そこを調査していないのであるならば、もう少し明確な形で調査をすべきではないかというふうに思っています。もう一度、その容量の問題については、要するに雑排水をくまなくなった分を減らしたとこういう話のようではありますが、もう一回お聞きします。

あともう1点は、経過措置という形で75%、50%あるいは25%という形のその説明は執行部から聞いているわけですが、扱わなくなることによって経過措置、要するに処理料でいくと10倍になるという話まであるのですよね。そういうものを負担が多分3年後にはきちっとかかってくるということですから、私はその点を今、申し入れしたという話でありますけれども、実際の処理費用について見込み済みであったということであるかという、そう

いう意味で聞いたわけでありませう。以上です。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 調査の最初のし尿の調査であります。これは心配はみんな委員の皆さんしておりました。ですけれども、実際の量的な部分の細かい部分は私たちわかりませんので、市のほうに私たちは計算した中で、市も大丈夫だというふうな部分がありましたので、私たちはそれで認めていたというふうに私は理解している次第であります。

2番目のグリストラップの部分、ちょっと意味がよく私はまだわからないのです。申しわけないのですけれども、言っている意味がよくわからないのですけれども、これは議員はみんなこれに関しては心配しております。ですからそれは今後の部分であるというふうに私は思っている次第であります。以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等によるものといたします。

○議 長 会議の途中ですが休憩といたします。再開を11時20分といたします。

〔午前11時05分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時20分〕

○議 長 日程第6、第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第7号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第7号報告 平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第7号）につきまして、専決処分といたしましたので説明を申し上げます。このたびの補正は、平成29年度予算算定時に平成28年度借入れの起債に係る償還元金が計上額として不十分であったことから、3月支払い時に不足が判明し、企業債償還金につきまして専決補正としたものであります。

資金的収入及び支出では、市民病院事業の資金的支出において企業債償還金に1,839万円

追加いたしました。これにより市民病院事業資本的収支総額を4億4,910万4,000円といたしました。よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この企業債のほうが増額になったということは、建設工事費等での見込み違いであったという部分があるのではないかと思いますけれども、そこら辺についての詳細の説明をちょっと求めたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるとおり、建設工事に係る起債のところで、借入条件というのがその起債の場合はあるのですが、この建設費用について償還スタートが5年というふうに最初は進んでいたのですけれども、諸々の条件の中で翌年度、即償還というところに実際なったわけです。その勘違いによって予算計上をしておらず、この補正専決になったという次第でございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、総額の借り入れについては変化はないのであるが、償還の当初医療機器を除いた部分については5年後であったというふうにあったのですが、そうでない部分についてその翌年から償還がスタートするという部分があったということであるわけですね。そうすると、じゃあそれはいったい、幾らの部分でありますか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるとおり、医療機器のほうについてはそのまま300万円ほどの借り入れで予算も積み戻しなのですが、建設工事に係るもの、これは外構が主なわけですが、建設工事諸々で1,855万円の元金借入。これについて先ほど言いました償還スタートが5年後というふうにやりとりしていたのですが、結果、条件の中で次の年というふうに変った。それを忘れていまして予算も計上せずということです。以上です。

○議 長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 わかりました。要するにうっかりしていて忘れていたということなのだと思いますけれども、これだけの1,800万円の償還、その条件を5年据え置きというようなのを、翌年の支払いというようなことで、多分、勘違いしていたって、大変大きなことですね。

3月議会が16日まであって、週が明けた火曜日あたりの20日に専決処分をしているということは、これはいったいじゃあその手落ちがあったというのはいつ発覚したのですか。それが素早い対応の中でのこういうことなのか。直前に3月議会があって、その中で何らかの手が打てる、そういうような進みの具合の状況だったのか、その辺の状況をちょっと教えてください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるように、3月議会において間に合えば当然そこで追加上

程という手もあるかというご質問だと思いますが、借り入れについては、もうその年度末ぎりぎりになって、その金融機関との入札になるのですけれどもそれが決定するものですから、それが間に合わなかったということです。詳細の日付などについては補足を次長のほうからしてもらいますのでお願いします。以上です。

○議 長 大和病院事務次長。

○大和病院事務次長 ただいまのご質問の内容ですけれども、3月議会に間に合うか間に合わないか、ぎりぎりのタイミングで償還の通知がきます。それによりまして対応できる範囲でさせていただいたというところでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第7号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第7、第8号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市保育園条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第8号報告 南魚沼市保育園条例の一部改正について、専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。公設民営方式で保育業務を行っているめぐみ野保育園については、保護者からの1号認定の受け入れを求めるニーズに応えるため、現在の指定管理者であります、社会福祉法人野の百合福祉会と協議を行った中で、保育事業と幼児教育を一体的に行う保育所型認定こども園に移行するため、新潟県知事に認定こども園の移行のための申請を行い、認可を受けたところでございます。

定員につきましては、1号認定が5人、2号認定が60人、3号認定が30人の全体で95人の定員でございます。これを受けて保育園条例の一部改正を行うものでございます。

7ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。南魚沼市保育園条例第3条 保育園の名称及び位置の表中、「めぐみ野保育園」を「認定こども園めぐみ野こども園」に。第4条 指定管理者による管理の表中、「めぐみ野保育園」を「認定こども園めぐみ野こども園」に改めるものでございます。

このたびの一部改正につきましては、県からの認可が3月上旬に届きましたので3月定例会に上程すべきものでしたが、準備を怠ったため平成30年3月22日付で専決処分とさせていただきます。今後このようなことのないよう、十分注意して業務にあたってまいります。申しわけございませんでした。説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市保育園条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第8、第9号報告 専決処分した事件の承認について（平成29年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第9号報告 平成29年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。補正予算第8号につきましては、歳入歳出ともに議決いただいております予算額と、最終執行確定額あるいは予算予定額に大きな差異が生じる項目について、平成29年度の最終補正として調製をさせていただきました。

歳出ではふるさと納税推進事業費において、翌年度にわたって返礼品を受け取られる方の分、この返礼品等業務委託料を1億2,730万円減額しまして、市が活用できる果実分、市に残る分ですが、とあわせて一旦財政調整基金へ2億1,700万円を積み立てて、年度を移行したものです。また、公債費では長期債利子を決算額確定により2,535万円減額といたしました。

歳入であります。特別交付税の交付額決定によりまして、2億9,372万円を計上しました。また、この冬の降雪状況によりまして除雪に係る国庫補助金などが交付をされたことから、

臨時市町村道除雪事業補助金を 3,100 万円、社会資本整備総合交付金を 5,540 万円それぞれ計上しました。ふるさと納税寄附金は、収入の確定見込みにより 8,769 万円計上いたしました。結果といたしまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、歳入において財政調整基金繰入金を 2 億円減額し、合併振興基金ですね、繰入金を 2 億円減額としました。

以上によりまして、歳入歳出予算からそれぞれ 1 億 2,005 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 342 億 9,803 万 9,000 円といたしました。詳細につきましては、総務部長から説明を申し上げますのでよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、詳細につきまして説明を申し上げます。補正予算第 8 号につきましては、市長の提案理由でも申し上げましたとおり、平成 29 年度の最終補正として整理をし、平成 30 年 3 月 28 日付で専決処分をさせていただいたものであり、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書でご説明を申し上げますので、10、11 ページ 2 の歳入からお願いいたします。

1 番目の表、9 款地方交付税は説明欄、特別交付税の 3 月交付分の確定により 2 億 9,372 万円の増額となりました。

2 番目の表、13 款国庫支出金は、説明欄にあります臨時市町村道除雪事業補助金が 3,100 万円の皆増、社会資本整備総合交付金が 5,540 万円の増額で、いずれも本年度の全国的な豪雪による特別措置によるものとなっております。

3 番目の表、14 款県支出金は、国の追加補正による担い手確保・経営強化支援事業に係るもので、平成 30 年度完了事業となったことから、追加での繰越明許手続もお願いいたし、歳入歳出同額の 187 万円の計上でございます。

4 番目の表、16 款寄附金は、説明欄のとおり 1 節一般寄附金は、2 件で 103 万円の増額。2 節ふるさと納税寄附金では、平成 29 年度の寄附総額を、国際大学分を含み 9 億 900 万円と見込み、既決予算額との差額 8,769 万円を増額といたしました。

最下段の表、17 款 2 項基金繰入金では、1 目財政調整基金繰入金、2 目合併振興基金繰入金とともに特別交付税の確定、国県補助金の増額などによる収支の調製により、それぞれ 2 億円、計 4 億円の減額とし、全額を戻し入れすることといたしました。以上が歳入の補正内容となっております。

続きまして 12、13 ページ、3 の歳出をお願いいたします。2 款総務費 1 項 6 目財産管理費説明欄、財政調整基金積立金は、平成 29 年度のふるさと納税寄附金のうち、返礼品等の業務に係る経費を差し引いた果実分と、返礼品等の業務で翌年度に執行する分を、財政調整基金に積み立て、2 億 1,700 万円の増額といたしました。平成 30 年度からは後ほどご審議いただく補正予算で改めて説明申し上げますが、よりわかりやすい形で管理をいたしたいと考えてございます。

2目企画費は、説明欄丸、ふるさと納税推進事業費において、それぞれの未執行分の経費の減額と、最下段のふるさと納税返礼品等業務委託料は、寄附総額見込みから平成29年度未執行分を差し引き、委託料を再算定した結果、1億2,730万円の減額となりました。

2番目の表、4款衛生費 1項4目医療等対策費は、歳入の基金繰入金を減額したことによる財源更正でございます。

3番目の表、4款衛生費 3項1目清掃総務費説明欄の丸、浄化槽事業対策費（特別会計繰出金）は、浄化槽市町村整備推進事業費において、事業費のうち起債対象とならない部分が生じたため、そこに一般会計からの繰出金を充てるもので750万円の追加でございます。

4番目の表、6款農林水産業費 1項2目農業振興費説明欄、担い手確保・経営強化支援事業補助金は、農業経営体が田植機等の整備を行うもので、歳入歳出同額の185万円の計上。

めくっていただきまして、14、15ページ、7款商工費 1項1目商工業振興費、2目観光振興費いずれも歳入の基金繰入金を減額したことによる財源更正となっております。

2番目の表、8款土木費 2項3目道路橋りょう除雪事業費は、除雪に係る国庫補助金等の歳入が追加となったことによる財源更正、3番目の表、8款土木費 5項1目住環境整備事業費は、歳入の基金繰入金を減額したことによる財源更正でございます。

4番目の表、12款公債費 1項2目説明欄の丸、利子償還金は、長期債利子の確定により不用額2,535万円を減額したものでございます。

最下段から16、17ページにまたがっておりますが、14款予備費は、収支における不足調整分198万円の減額でございます。以上が歳出の補正額の説明となっております。

戻っていただきまして6ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

歳出の6款1項農業費の農業振興対策補助事業費185万7,000円を繰り越しさせていただいたものでございます。国の追加補正に係る補助事業で、平成30年度完了となったことから繰り越しとなったものです。これにより平成29年度の繰り越しは、21事業8億9,261万6,000円となっております。

3ページに戻っていただきまして、ただいま説明をさせていただきました内容が第1条及び第2条となっております。以上で、第9号報告 専決第26号の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

21番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 11ページの寄附金です。一般寄附金 北辰小学校5年生様 3万円とあるのですが、私は子供からの、小学校からの科目というのはなかなか見たことがないので、どういふので3万円の寄附があったのか。また、せつかく寄附という形をとっているの、それに対してどういふケアをしていくか。また、私はこういうのもいいのかなど。ふるさと納税も例えばどういふ使途に使っているかとかもあるわけですね。皆さんの寄附はこれに使いましたよというふうなもの、ケアしていくのもまた自分たちのお金がどう使われたかというのが、行政に関心を持つ1つになると思うのですが、もうちょっと詳しくこのところを聞

かせていただければと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 北辰小学校からの寄附でございます。こちらのほうは北辰小学校の児童の皆さんが米づくりをしております、それを小さく小分けしたものを皆さんで売ったという、その売った売り上げというふうに聞いております。当方としまして、市町村にいただくよりも皆さんの成果ですので、学校のほうでどうですかというお勧めもしたのですけれども、市町村の市のほうにということでしたのでございます。

一般寄附でございますので、特に用途の指定はございません。ですが、先ほど議員のほうで言われたこともございますので、どういったことに使ったよということがいい形でご報告できるように、また考えていきたいと思っております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 13 ページのふるさと納税の推進事業費でありますけれども、平成 29 年度の納税の総額が大体確定だということなのですが、要はこの返礼品ですね。92%ぐらい多分米であろうということでありましたけれども、結局その米でどれぐらい返礼品として、金額としてかかったのかというのがちょっと。今回、所信表明ですか施政方針の中にはちょっと出ていなかったものですから、お聞きをしたいと思いますけれども。

○議 長 総務部長。

○総務部長 お答えいたします。米が——済みません。私の手元にあるデータですと、件数で 82.5%、米です。金額の割合で 90.6%となっております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それが 12 月議会でいただいた資料なのか、3 月なのかと比べてどうなのかという部分が非常に気になったのですよ。3 月ぐらいに多分ご寄附をいただいた方たちも、ひょっとすると平成 29 年産米じゃなくて平成 30 年産米をいただきたいという方がいたとすれば、それに対してお応えをしなければならないと思うのだけれども、そこら辺の違いといいますか、平成 29 年産米じゃなくて平成 30 年産米をいただきたいという方が出てきたのじゃないかと思うのだけれども、そこら辺というのはあるのかどうかを含めてお聞きをしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基本的に申し込みをいただくときに、昨年度、平成 29 年度に申し込みをいただいておりますので、平成 29 年度産米を例えば毎月 1 回、12 回に分ける。あるいは 6 回に分けるといふような商品の表示をいたしまして、申し込みをいただいておりますので、基本的にはそういう事態は少し想定しづらいのかなとは考えます。

ただ、おっしゃいますように、どんどん平成 29 年産米が例えば昨年 12 月に 12 回分でお申し込みをいただいた。ことしの 11 月までに平成 29 年産があるかどうかというところは、少し疑問も残りますので、途中から切りかえて平成 30 年産になるのかどうか、私どももまだそこまで確認はしておりませんが、今後確認をさせていただければと思います。以上

です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今後、この後、議案として審議をされる基金条例のときもありますけれども、基金として積むときに本来であれば、これは費用を除いて全てこれは完全に基金として使えるという部分で積むのだろうと思うのです。そうすると、3月、4月になると非常に微妙なところで、実はその平成 29 年産米と平成 30 年産米と非常に別れが出てくるのですよ。そこでどうやって、どこに仕切り線をつけて基金として積むのかという、非常に大事な部分になってくるものですから。

多分、希望者の方とすると平成 30 年産米をいただきたいという方が出てくるのではないかなと思うので、そこら辺が一覧表の中にいろいろと出ています。出ているのだけれども、あえてこれを頼みたいという方が出てくるので、それに対して対応せざるを得ないじゃないかなというふうに思うので、そこら辺が課題かなと思っています。それはまた、今は多分なかなか想定していないという部分でありましたから、そういう事態が出てきたときに備えてやっぱり考えておくべきかなと思いますので、ちょっとその辺の考え方をお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃられる部分もあると思いますので参考にさせていただいて、これから実態調査等も進めて、対応できる部分についてはしていきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 9 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 9 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 9、第 10 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 4 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 10 号報告 平成 29 年度下水道特別会計補正予算（第 4 号）

につきまして、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。補正予算第4号につきましては、最終決算見込みによる過不足分を調整するものであります。

歳入につきましては、市債を860万円減額し、歳入減の補填として繰入金を750万円計上したものであります。

歳出では、施設管理費及び下水道事業費を決算見込みにより110万円減額するものであります。これにより歳入歳出予算から、それぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ47億7,501万3,000円といたしました。詳細につきましては、企業部長に説明をさせますのでよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、第10号報告について説明を申し上げます。3月議会で決定をいただきました補正予算（3号）におきまして、歳出の浄化槽整備事業費を1,790万円減額いたしました。その時点で同時に浄化槽市町村整備推進事業債も860万円減額すべきところ、この減額計上を失念をしておりました。この失念によりまして、平成29年度の決算の実質収支の見込みにおいて歳入不足が心配されるため、その補填としまして歳出の浄化槽事業費の支出の不用額110万円を減額し、歳入において一般会計繰入金を750万円の追加をしたものでございます。

事項別明細の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳入の5款1項1目ですが、一般会計繰入金に750万円の追加をし、8款1項5目浄化槽市町村整備推進事業債を860万円減額をするものでございます。

はぐっていただきまして12、13ページですが、歳出であります。2款1項3目浄化槽施設管理費中、需用費を50万円減額し、3款1項3目浄化槽事業費中、工事請負費を60万円減額するものでございます。

戻りまして6ページをお開きいただきたいと思います。6ページの表の中ほどになりますが、浄化槽市町村整備推進事業債を860万円減額し、地方債の総額を15億4,780万円としたいものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第10号報告 専決処分した事件の承認について（平成

29年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第10号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 会議の途中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

〔午前11時52分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 日程第10、第11号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第11号報告 専決処分をした南魚沼市税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。平成30年3月28日に、地方税法の一部を改正する法律が参議院で可決成立し、3月31日に公布、4月1日からの施行となったことから、3月31日付で南魚沼市税条例の改正を専決処分いたしました。地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の11ページをお開きください。まず、第10条の2でありますけれども、これは各税におきます延滞金の算定について、年当たりの割合の基礎となる日数を定める条項でありますけれども、今回の改正に伴います第37条、及び第40条の項ずれの改正であります。その下、第13条及び第19条2項は、法律の改正に伴います文言の整備であります。

12ページ、第25条の2から、次の13ページにわたります第36条の3、第36条の5の第1項、次の14ページ、第36条の5、第3項の改正、これは省令の改正に伴います文言整理、あるいは読みかえ規定の追加でありまして、実体規定に影響がございませんので説明を省略させていただきます。

14ページの第37条法人市民税の申告納付を定める条項でありますけれども、租税特別措置法の改正によりまして、第2項及び第3項を追加いたします。外国子会社合算税制等の見直しに伴いまして、親会社に所得を合算された外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった額を、法人住民税の法人税割から控除する制度を新たに規定をするものであります。

15ページ、第37条第4項から第7項、次の16ページ、第9項の改正は、今回の改正に伴います項ずれ、あるいは文言の整理であります。16ページの下の方ですけれども、第40条、これは法人市民税にかかる納期期限を延長した場合の延滞金を定める条項でありますけれども、第1項は文言整理、それから17ページのほう、第2項、第3項は申告した後に減額更正がなされて、その後さらに増額更正があった場合には、増額更正により納付すべき税額

のうち、延長後の申告納付期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して延滞金を計算するという規定を追加するものであります。

第4項は文言整理、18ページ、第5項、第6項は連結申告法人について、第2項及び第3項と同じ規定を追加するもの、19ページ、第41条第7項は、省令改正に伴う項ずれの修正、その下、附則の第2条、次の20ページ、附則の第3条は、第37条、及び第40条の改正に伴います項ずれ、文言整理であります。

21ページ、附則の9条の2、地方税法の附則第15条に定めます固定資産税の課税表示の特例、いわゆる我が町特例にかかる改正であります。法律の定める範囲以内において、参酌標準を参考にしつつ、それぞれの市町村ごとに課税標準を定めることになっております。改正前の第3項でありますけれども、法附則第15条第2項第3号で規定をしておりました、中小企業者が取得をした土壤汚染対策法第2条第1項に規定をする、特定有害物質の排出、または飛散の抑制に資する施設について、2分の1を参酌して、3分の1以上、3分の2以下とする規定がありましたけれども、これが今回の法改正により削除をされております。この3項を削って、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げまして、新たに7項から第11項までを加えます。

第7項から第11項は、これまで規定をしておりました再生可能エネルギー発電施設、水力、地熱、バイオマス、太陽光、風力でありますけれども、これらに関しまして、経済産業省の認可施設、認可を受けた認可施設とそれ以外の施設で参酌標準等を異ならせる条項が追加をされたため、それに伴います条項を追加するものであります。第7項は認可施設である水力発電施設でありまして、参酌標準に合わせ3分の2とする。第8項は認可施設である地熱発電施設で、参酌標準に合わせて3分の2、第9項は認可施設であるバイオマス発電施設で、参酌標準に合わせて3分の2、第10項は認可施設でない太陽光発電施設でありまして、これは参酌標準に合わせて4分の3、第11項は認可施設でない風力発電施設で、参酌標準に合わせて4分の3とするものであります。その下、第12項から第14項までは、法律の改正に伴います項ずれの修正を行うもの、第16号は文言の整理を行うものであります。

22ページ、第9条の2、第17項でありますけれども、これが本年6月、恐らく6日といわれておりますけれども、上旬といわれております、施行されます予定の生産性向上特別措置法に基づく改正であります。市町村が策定をする導入促進基本計画、これは国の同意が必要でして、国の同意を得た計画が、その条文上にあります同意導入促進基本計画というものになるわけですが、この計画に適合をし、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして、市町村の認定を受けた中小企業等の先端設備等導入計画に記載をされた一定の機械、装置等の償却資産にかかる固定資産税について、課税標準の特例を設けるものであります。

地方税法の規定では、課税標準となるべき価格に0以上、ゼロですね、0以上2分の1以下の範囲において、市町村の条例で定める割合を乗じて獲た額ということになっておりますけれども、南魚沼市におきましては、生産性向上特別措置法の趣旨及び当市におきます中小

企業者のさらなる振興を進める意図から、乗ずる割合をゼロ、すなわち課税をしないという規定といたしました。したがって、市の認定を受けた償却資産等につきましては、最初の3年間については課税をしないということになります。

第18号は法律の改正に伴います項ずれの修正、附則の第9条の3、第3項から23ページ、それから24ページの第11項までは、政令改正に伴います項ずれ、あるいは文言整理であります。

25ページ、附則の第9条の3第12項、これが追加になっておりますけれども、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税について減額ができるとする法改正、この適用を受けようとする者がすべき申告について規定を追加するものであります。

26ページ、附則の第10条からずっといきまして、27ページ、28ページ、29ページまでになってしまうのですが、附則の第14条まで、これは固定資産税の負担調整措置に関する規定であります。法律の改正に伴いまして、この負担調整措置を3年間延長するということによります文言の整理であります。

負担調整措置といいますのは、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを目的として、課税の公平の観点から設けられた特例であります。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、もしくは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇されるということで、ばらつきの幅を狭めていく仕組みであります。地方においては地価の下落が続く中、70%を超える負担水準となる土地が依然として多く見込まれることから、3年間の延長を行うこととなったものであります。

議案書の10ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。第1条が施行期日でありまして、平成30年4月1日から施行するという、ただし生産性向上特別措置法に関する改正部分については、これはまだ施行されておられませんので、今後施行されるその法律の施行日から施行するというものであります。第2条は市民税に関する経過措置を規定したもので、この中で第50条とありましたのを、丸正で第40条第2項というふうな訂正をさせていただきました。まことに申しわけございませんでした。第3条は固定資産税に関する経過措置であります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、資料21ページのわがまち特例の、要するに再生可能エネルギー発電施設に対する部分でありますけれども、経済産業省の認可を受けた施設とそうでない施設と分けてありますけれども、市内においても水力、地熱、バイオマス発電、太陽光、あるいは風力発電等々について、発電所を市内に建設したいというふうな計画があればこれに該当すると思いますが、今のところこれに該当するところの相談といいますか、はないのだろうというふうに思っておりますけれども、そのところの状況をちょっとお聞かせ願いたい。

それから、次の22ページの17、導入促進基本計画でありますけれども、生産性を3%向

上させるために、最先端設備を導入しようという企業に対する優遇でありますけれども、この生産性を3%向上させるという部分を、要するに市がその判断をするのか、あるいはこれは同意が必要でありますから、県や国挙げて、そこで導入をしていただいて、そこから交付金という形でもっていただいて、その部分で市が控除をするというふうに考えていいのか。そうでなくて、もう市が単独で固定資産税でありましようけれども、3年間課税をしないというふうに考えていいのか、ちょっとそこら辺がわからないので説明願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 最初のその発電施設の有無でありますけれども、この条例の適用になる発電施設は今現在はないというふうに考えております。今後、発電所として、あるいは発電の太陽光とか大規模なものです、そういう形で申請があれば別ですけれども、今の段階では我々は把握をしておりません。

次のその生産性向上についての考え方でありますけれども、これもまだこの間、埼玉で、この関東圏の説明があったというふうに聞いております。その資料はもらっておりますけれども、これからまた法律が施行されて、細かな点が決まっていくのだらうと思います。3%向上させるかどうかという判断、最終的には市の判断になるのだらうと思います。国まで直接はいかない。市の計画が国に認められて同意をもらった上で、市が判断をしていくような形になるのではないかとこのふうには思っております。以上です。

〔「免除される、それは市が単独でやるべきなのか、公金なのかという答弁がない」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 単純のゼロにするわけですので、その部分は市の歳入は減ります。ただその分は地方交付税でもって措置をされるというふうには説明されております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第11号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第11号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第11、第12号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めま

す。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 12 号報告 専決処分をしました南魚沼市都市計画税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。第 11 号報告と同じく地方税法の一部を改正する法律が 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行となったことから、3 月 31 日付で南魚沼市都市計画税条例の改正を専決処分いたしました。新旧対照表でご説明を申し上げます。

議案書の 9 ページをお開きください。まず、附則の第 8 項を追加いたします。第 11 号報告で市税条例の附則第 9 条の 3、第 12 項の改正で説明申し上げた内容と同じであります。バリアフリー改修が行われました劇場や音楽堂にかかる都市計画税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定をするものであります。

10 ページから続いて 11、12、13 ページまで、これも附則の第 9 項から附則の第 19 項まで、税条例で改正を説明いたしました負担調整措置の 3 年間延長にかかる改正であります。3 年間延長に伴います文言の整理と項ずれ等の修正を行っているところであります。詳細の説明は先ほど申し上げましたので省略をさせていただきます。

議案書の 6 ページ、改正条例の附則であります。第 1 項は施行期日を平成 30 年 4 月 1 日とするもの。ただし、その都市再生特別措置法における改正部分、これについてはまだ法律が施行されておられませんので、法律の施行日からということで規定をするものであります。第 2 項は今改正に伴います経過措置を定めたものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 12 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画条例の一部改正について）は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 12、第 13 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明

を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 13 号報告 専決処分をした南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。これも先の 11 号、第 12 号報告と同じく、地方税法等の改正に伴います専決処分であります。あわせまして平成 22 年度において改正をしておくべき附則の条項について、改正を失念していたことが判明をいたしましたため、今回の改正とともに必要条項を追加し、平成 22 年 6 月にさかのぼって適用させたいというものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の 7 ページをお開きください。今回の改正は、2 条の条建てになっております。第 1 条の改正は附則に第 21 項を追加をするというものであります。これが平成 22 年に改正をすべきものを失念していたという部分であります。

これは後期高齢者医療制度が施行されました平成 20 年度の改正におきまして、これまで被用者保険の被保険者であった方、世帯主さん等が後期高齢者医療制度に移行したことによりまして、被用者保険の被扶養者から国保の被扶養者になった 65 歳以上の方、これは旧被扶養者といっておりますけれども、この方がいる世帯につきまして、所得割、均等割、平等割を減免するという特例が追加をされました。制度改正に伴いまして急激に国保税が上がることを緩和するという意図でありました。これについて、条例本則上は国保資格取得日の属する月、以後 2 年を経過するまでというふうに限定する規定がありました。しかし、平成 22 年度の改正において、この期限が削除をされまして、当分の間、適用するということになりました。今現在までこの減免は続いております。継続をしております。この改正について、附則でその期限、2 年という期限を読みかえるという規定を追加すべきところでありましたけれども、それを失念していたというものであります。

平成 22 年度以降、実務としましては、改正後の適用を確実に行ってございまして、この特例を終了することなく継続して課税を行っております。そのために、この改正漏れによりまして、還付ですとか、追徴といったような過誤納処理というものは発生をしております。まことに申しわけない事態ではございますけれども、今回、正規の形に条項を追加し、平成 22 年 6 月にさかのぼって適用させたいものでございます。今後このようなことのないよう精査を重ねてまいります。よろしくお願いいたします。

次に第 2 条の改正でありますけれども、地方税法の改正に伴います改正であります。第 3 条第 2 項は課税限度額を定める条項でありますけれども、基礎課税額、いわゆる一般にいう医療分といわれるものの部分であります。この課税限度額を 54 万円から 58 万円に、4 万円引き上げるというものであります。

これによりまして、基礎分が 58 万円、後期高齢支援分が 19 万円、介護分が 16 万円でありますので、全部足して最高限度額は 93 万円ということになります。

次の 8 ページであります。第 11 条国民健康保険税の減額、いわゆる低所得者に対します 7 割、5 割、2 割の軽減制度であります。軽減判定所得の算定方法について、所得水準の上

昇に合わせて、対象世帯の拡大を行うものであります。第2号は5割軽減の規定でありまして、世帯の数に乗ずる額を27万円から27万5,000円に変えるもの、引き上げるもの。第3号は2割軽減の規定でありまして、同じく49万円を50万円に引き上げるものであります。

第11条の4、第2項は特例対象被保険者、これはいわゆる非自発的な失業者のことであります。この非特例対象被保険者に係る保険税の軽減制度を受けるという場合——軽減制度があるのですがこの制度を受けるとき、離職理由等を記載をした申告書を提出をしなければならぬという規定がございますけれども、その際に、雇用保険の受給者資格証明書の提示を義務づけるという規定がございました。これがいわゆるマイナンバー制度を活用しました情報連携によりまして、この雇用保険の受給者資格証明書の提示が不要となる場合もあるということになりましたので、必要な場合のみ提示を求めるという規定に改正をするものであります。

議案書の4ページにお戻りください。失礼、5ページでした、済みません。改正条例の附則であります。第1項は施行期日であります。平成30年4月1日とするもの、ただし第1条の改正は先ほど申しましたように、平成22年6月1日にさかのぼって適用ということがございます。第2項、第3項は今改正に伴います経過措置を定めたものでありまして、第2項は第1条の改正については、平成22年度分以降の適用とするもの、第3項は第2条の改正について、平成30年度分以降の適用とするものと規定をおくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点お願いいたします。平成22年度改正の失念の部分でありますけれども、今、説明がありまして、平成22年度改正しなければならないところを、今まで、もう平成30年ですからね、ずっと放っておいて2年間の限りというのを当分の間にしていなかったと。実害は実務上なかったということ、これは不幸中の幸いだったかもしれないのですけれども、考え方によっては、じゃあ条文の中に2年間に限りとなっていて、それがそのまま続いているということは、じゃあ、何によって実務をしているのかということなのです。

考え方によっては、それもまた大変困ったものだというところがあるのですけれども、こういうことがあるから、例えば先ほどもありましたけれども、課税の入力誤りとかそういうところにつながってしまうと思うのです。実際に本当に不幸中の幸いで、実務的に支障はなかったのか、一般の方々に課税の減免の漏れがなかったのか。今後の対応といたしますか、そこら辺をさっきの介護保険の関係も含めて、そういう入力誤りとか、法改正のそういうところのチェック機能みたいな、そういうところの考え方だけをちょっとお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 大変申しわけないことであります。実務上は確かに還付等が発生しないのはいいのですけれども、要は条例上になことをやっていたということには間違いありません。この点は本当に我々も真っ青になったところでもあります。

ただ、この改正が行われたという事実は、その当時わかっていたはずなのです。ただ、たくさん今回もありましたけれども、いっぱい条項を入れなければいけない中に落としてしまったのだらうと思うのです。その2年という限定が外れたということは意識としてわかっていたはずですし、システム上もそれを2年限定というのを外して運用してきたわけですので、その点では具体的な被害、あるいは誤りというものは発生をしなかった。改正事実については認識をちゃんとしていたのだというふうに私は思います。

ただ、改正条例の中でその条項を入れるということを全く、テキストがあるわけでしょうけれども、そのテキストから見落としてしまったということしか考えられないということでもあります。この点はこの税条例改正は毎年頭を病むわけですけども、よくよく精査をして、1人の目ではなく複数の目でやはりチェックをしていくという体制が必要なのだらうというふうに思います。今現在16世帯ぐらいが対象になっているということですので、チェックはそう大きなシステム上の問題ではないと。人間の目でちゃんと確認ができて、行っていくということでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第13号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第13号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第13、第14号報告 専決処分した事件の承認について（平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第14号報告 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）につきまして専決処分といたしましたので説明を申し上げます。補正予算第1号については、6月10日に執行されます新潟県知事選挙及び新潟県議会議員補欠選挙の準備を行うため、必要な予算措置をしたものであります。歳入では、県知事選挙交付金に3,104万円、県議会議員補欠選挙交付金に721万円計上いたしました。歳出では、県知事選挙費として、投票、開票管理者報酬、職員手当などをはじめ、必要と見込まれる事務経費を3,825万円計上しまし

た。これにより歳入歳出予算総額にそれぞれ 3,825 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 299 億 5,825 万 4,000 円としました。詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、詳細をご説明申し上げます。平成 30 年 4 月 24 日付で専決処分をさせていただきましたので、定めによりましてご報告申し上げますのでございます。事項別明細でご説明申し上げますので、最初に 10 から 11 ページをお願いいたします。

2 の歳入からご説明申し上げます。14 款 3 款委託金 1 目総務費委託金、説明欄のとおり、このたびの新潟県知事選挙 3,104 万円、新潟県議会議員補欠選挙 721 万円、計 3,825 万円の交付金の計上であり、歳出と同額となっております。

めくっていただきまして 12、13 ページをごらんください。3 の歳出についてご説明申し上げます。2 款 4 項選挙費 4 目新潟県知事選挙費 3,825 万円でございます。県知事選挙費及び県議会議員補欠選挙費を一体で執行することから、表現は主である新潟県知事選挙費といいたしましたが、内容は両選挙にかかる経費となっております。説明欄をごらんください。主なものといいたしましては、2 行目投票・開票管理者等報酬は、58 か所の投票所で、それぞれ投票管理者 1 名、立会人 2 名分、知事選挙の開票で管理者 1 名、立会人 10 名、県議補選の選挙会及び開票で選挙長 1 名、立会人 20 名分のほか、期日前投票にかかる 4 か所の投票所の管理者、立会人分で 380 万円の計上でございます。

3 行目職員手当等は投開票等にかかる職員の時間外勤務手当の計上で 1,738 万円、5 行目臨時職員賃金は事務局 2 名、各期日前投票所で 2 名分、計 249 万円。11 行下、真ん中より少し下でございますが、郵送料は入場券等の郵送料 113 万円、2 行下のポスター掲示場取り付け、取り外し業務委託料は、知事選挙、県議補選それぞれ 379 か所分で、合わせて 580 万円。最下段の行、事務用備品購入費は投票用紙計数機 10 台分 193 万円の計上になってございます。

3 ページに戻っていただきまして、ただいま説明をさせていただきました内容より、第 1 条のとおりとなっております。

以上で第 14 号報告 専決第 2 号の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 14 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 30 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号））は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 14、第 15 号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 15 号報告 継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の平成 29 年度分の年割額の歳出予算額のうち、支出の終わらなかった残額につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、平成 30 年度に逡次繰越をいたしましたので、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

めくっていただきまして 3 ページ、別紙が継続費繰越計算書でございます。今回平成 30 年度に逡次繰越をいたしました継続費は、1 事業、繰越額は 3 億 9,152 万 4,354 円でございます。

内容は、8 款 2 項 樋渡東西線 J R 委託事業でございます。平成 27 年度 6 月補正で、5 年間の継続費として議決をいただいたもので、平成 29 年度予算現額は予算計上の年割額 10 億 5,689 万円と前年度からの逡次繰越額 57 万 9,634 円の計 10 億 5,746 万 9,634 円でございます。そのうち 3 億 9,152 万 4,354 円を翌年度への逡次繰越額とするものでございます。以上、第 15 号報告 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第 15 号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第 15、第 16 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 16 号報告 平成 29 年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。平成 29 年度の繰越明許費につきましては、平成 29 年度 3 月定例会での補正予算第 7 号及び最終専決補正予算での第 8 号でご承認いただいたものでございます。それぞれの事業において、平成 30 年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

めくっていただきまして、別紙3ページ、4ページが繰越計算書、5ページ、6ページが報告資料で、事業内容の説明となっております。繰越予定で補正予算計上したもの、年度途中で補助対象や採択となったもの、国の補正予算により計上となった事業などでございます。主に、繰越額、財源等の説明とさせていただきます。

表のそれぞれ左から、款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰り越しをした額で、以降はその財源内訳となっております。2款総務費では、総合行政システム事業費は外国人向けオンライン予約システムの導入委託で、事業費の確定による繰越額の減、その下の公用車更新整備事業費は、42人乗りスクールバスの更新、4款衛生費、可燃ごみ処理施設整備事業費は発電用ボイラー給水ポンプ更新工事と、可燃ごみ処理施設定期修繕工事、6款農林水産業費、農業振興対策補助事業費は、国の追加補正予算による補助事業の担い手確保・経営強化支援事業分、次の土地改良事業費は、寺尾、五日町地区の排水路布設、次の県営事業負担金はかんがい排水事業ほかの負担金となっております。

4ページまでにまたがっておりますが、8款土木費につきましては、橋梁、道路、消雪パイプ、流雪溝などの改良修繕にかかる7事業で、うち4事業は事業費の精査などで繰越予定額より減額の繰越額となっております。

4ページ、9款消防費、防災行政無線更新事業費は、無線通信規則の改正に対応するための機器更新工事、10款教育費、小学校大規模改造事業費は、統合おおまき小学校改造工事、次の小学校施設等整備事業費は、六日町小学校のトイレ改修で、既収入特定財源400万円は指定寄附金、次の統合中学校建設事業費は、八海中学校屋外運動場整備工事、既収入特定財源180万円は、県の地域づくり資金貸付金、次の体育施設整備事業費は二日町グラウンド照明修繕工事、前払い金を支払ったため減となっております。

11款災害復旧費、農林施設災害復旧費は五箇地内の農地と林道の災害復旧工事、次の土木施設災害復旧費は、準用河川中沢川の河川災害復旧工事となっております。

平成29年度で繰越明許とした事業件数は21事業、8億9,261万6,000円でしたが、うち1事業につきましては、年度内に事業完了をしております。結果、4ページ最下段のとおり、平成30年度に繰り越した額は20件、繰越明許費とした総額8億9,023万1,000円のうち、中ほどの翌年度繰越額の合計8億5,587万4,000円であり、財源内訳としては、既収入特定財源583万6,000円、未収入特定財源の国県支出金2億1,648万9,000円、地方債4億1,286万6,000円、その他47万5,000円、一般財源2億2,020万8,000円でございます。以上、第16号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第16号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）

を終わります。

○議 長 日程第 16、第 17 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 17 号報告 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算第 3 号、第 2 条の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告をするものでございまして、3 ページをお開きいただきたいと思います。3 月議会で決定をいただきました下水道事業の繰越明許費の限度額につきましては、公共下水道事業費 1 億 3,680 万円、内訳は通常事業分が 7,300 万円、浸水対策分が 6,380 万円となっております。特環下水道事業費 1 億 2,520 万円の合計で 2 億 6,200 万円でありましたが、そのうち実際に翌年度に繰り越した額は、公共下水道事業費の通常事業費分 6,700 万円、浸水対策分が 6,105 万 6,000 円、それから特環事業費につきましては 1 億 2,387 万円であり、実際に翌年度に繰り越した額の合計額は、2 億 5,192 万 6,000 円となりました。翌年度繰越額の財源内訳につきましては記載のとおりとなっておりますのでございます。

資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。上段の下水道事業費であります、通常事業費分であります、工事が 2 件、実施設計の委託が 2 件でございまして、この 4 件いずれも順調な進捗でありまして、7 月末までに完了する見込みというふうにしております。中段の公共下水道の浸水対策分であります、六日町市街地内の工事 2 件でありまして、竣工予定は 11 月末としているところでございます。最下段であります、特環下水道事業費であります、水管橋の工事が 2 件、それから実施設計の委託が 2 件で、8 月末までの竣工見込みとしているところでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第 17 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を終わります。

○議 長 日程第 17、第 18 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第 18 号報告について説明を申し上げます。3 ページをお開きいただきたいと思います。平成 29 年度水道事業会計の資本的支出中、新設改良費におきまして、地方公営企業法 26 条第 1 項の規定によりまして 972 万円を、翌平成 30 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により報告をするものでございます。事業の内容でございますが、塩沢地区の増圧ポンプ場の制御盤のインバータが昨年の 11 月末に不具合が判明をし

ております。この不具合の部品につきましては市販品での修理が不可能だということで、製作発注が必要になりました。そのため、製作を発注しまして、納品までが4か月ほど必要だということで、3月31日の年度内の納品が間に合わないということから平成30年度に繰り越したものでございます。

今現在、制御盤につきましては、職員が手動で制御をしている状態ということで、竣工は7月中ということで見込んでいるところでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第18号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第18、第19号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第19号報告 予算繰越報告につきましてご説明を申し上げます。平成29年度南魚沼市病院事業会計予算資本的支出の建設改良費の一部につきまして、平成29年度内に完了が見込めないことから、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして平成30年度に繰り越しを行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

3ページの別紙繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。事業名は建設工事費でございます。説明欄に記載のとおり、市民病院の駐車場排水建設にかかります詳細設計、これは国土交通省17号バイパスの補償関連事業でございますが、この排水施設につきまして河川管理者の新潟県と、排水先流域、これが鎌倉沢川なのか十二沢川なのかというような考え方の齟齬が生じたことによりまして、協議が難航し時間を要したため、詳細設計が遅れた。このことによりまして、予算計上額7,800万円のうち、支払義務発生額5,502万4,920円を除く、排水施設設計、及び調査の2件、1,911万9,400円を翌年度に繰り越すというものでございます。財源の内訳につきましては記載のとおりとなっておりますのでごらんをいただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第19号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を終

わかります。

○議 長 日程第 19、第 20 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。
産業振興部長。

○産業振興部長 第 20 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましては地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、平成 29 年度一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をごらんください。1 ページ第 1 事業概要でございます。一般財団法人移行後、全役員が同時に任期満了となり、全役員の改選を行いました。新役員体制で取り組んだ 1 年目ではありますが、県道の落石の危険による通行止め等の影響で利用者が激減いたしております。また、水源確保ができないため、しゃくなげ湖オートキャンプ場、十字峡登山センター売店などの営業再開はできませんでした。

第 2 各事業報告です。I の公益目的支出事業は、平成 25 年 4 月の一般財団法人移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可した公益目的支出計画に基づき、計画的に執行するもので、ダム周辺の美化活動や地域の活性化を図るためのイベントを行いました。具体的な内容は 2 ページ上段の表に記載してございます。③の三国川ダム景観事業は、ダムを訪れる人々に楽しんでもらうため、プランターの花植えと設置を行い、ダム周辺の美化活動を行いました。また、④しゃくなげ湖まつりは「森と湖に親しむ旬間」7 月 21 日から 7 月 31 日に合わせて、7 月 30 日に実施し、1,200 人の来場がありました。

3 ページ下段の⑤南魚沼サイクルフェスタ 2017 では、10 月 1 日には南魚沼グルメライドが開催され、900 人の参加がありました。10 月 28 日、29 日には J B C F 全日本実業団自転車競技連盟主催の 2 つのロードレースが予定されておりましたが、事業概要でも触れましたとおり、県道の落石の危険により中止となっております。

II 収益事業の 1. 食堂・売店事業ですが、昨年に引き続き観光センターの食堂・売店の営業は、経費節減のため、閑散期は週 5 日の営業とし、十字峡登山センター売店は営業を休止しております。次の 2. 指定管理業務としては、4 ページから 5 ページにわたりますが、しゃくなげ観光センター、わらびの運動公園、十字峡登山センターの各施設管理を行っております。登山センターは登山客のために 2 階宿泊場所は避難所、仮眠所として、そしてトイレは使用できなくなっております。いずれも施設整備の老朽化に伴う計画的な修理が課題となっております。

5 ページ下段の 3. キャンプ場収益事業の (1) しゃくなげ湖オートキャンプ場は事業概要でも説明したとおり、飲料水の確保ができないため営業が再開できておりません。(2) わらびのオートキャンプ場、バンガロー、グラウンドは、お盆時期の天候不順、低温が響き利用者数が減少しております。

6 ページ上段、4 の受託事業は、市の委託によりサル被害防止パトロールを 2 名体制で実

施しました。

第3の法人運営については記載のとおり、理事会評議委員会を開催しております。

次に2冊目の決算報告書です。2ページをごらんください。正味財産増減計算書の1の(1)経常収益の合計、線で囲った3段目ではありますが、1,673万円で、前年度比97.6%で41万円ほどの減額となっております。3ページの中ほど(2)経常費用ですが、一般財団法人へ移行した平成25年度から、食堂、売店、キャンプ場、指定管理事業などの事業費と、法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や賃金などはそれぞれの事業従事割合により案分して経理しております。

3ページの中ほど、経常費用計は線で囲まれた2段目、1,992万円となっております、前年度比107.4%で138万円の増額となりました。臨時雇用賃金の時間単価の増、故障した製氷機、冷凍庫、真空パック装置のリース代などが主な要因であります。

当期一般正味財産減少額は360万円、いわゆる赤字であります、昨年度より170万円増えております。結果、3ページの表、下から6行目の当期末の一般正味財産合計額は4,204万円となりました。今後も経費の削減を進めながら、収入確保に向けた検討を行うこととしております。

続いて3つ目の資料、平成30年度事業計画書及び収支予算書1ページをごらんください。平成30年度は利用者のニーズに応えた魅力ある観光地づくり、憩いの場の提供により、優れたサービスの提供と安心・安全な管理運営、イベント等による地域の活性化と情報発信により、経営基盤の強化を図ることなどを基本方針としております。

1ページ中ほどから4ページまでは公益目的支出事業でございます。1の観光啓発事業としましては、活力ある地域づくり、地域観光の振興と発展のため、三国川ダム景観形成事業としての花植え活動や、しゃくなげ湖まつり、フリスビードッグ選手権大会、南魚沼サイクルフェスタなどのイベントなども継続して行うこととしております。

4ページをごらんください。収益事業の1.食堂・売店事業につきましては、経費の削減に努めながら、メニューの改善などを行ってまいります。また、地元諸団体等の座敷での宴会や市内でのイベントに参加出店し、収益増を図ります。

5ページ2.指定管理事業では、市民等の健康と保養の増進、地域観光の振興と発展などのために、それぞれの施設の管理運営を適正に行うとともに、施設の老朽化に対応するため、必要な修理の検討と実行を行うこととしております。十字峡登山センターですが、豪雨災害の影響で飲料水が確保できず、現在は登山者のために雨水によるトイレ利用と仮眠所のみ使用できる状態となっております。

6ページの3.キャンプ場運営事業では、しゃくなげ湖オートキャンプ場の水源確保について、今後の課題とするとともに、経費削減の取り組みを行ってまいります。水源確保については、現在のところ妙案が難しいと考えておりますという報告であります。

7ページの4.受託事業、サル被害防止パトロール事業は、市内の巡視パトロール、群れの行動調査や追い払いを実施する予定です。

資料の最後、9から10ページの平成30年度収支予算につきましては、収入支出各1,880万円の予算で、昨年度比26万円の増となっております。これは観光センターの食堂の売り上げが実績見込みで増えることが主な要因となっております。以上で第20号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 企業報告の6ページのサルパトについて。ここに338万2,000円計上してやったというふうなことが書いてありますし、予算書にも載っているわけですが、特に③の移動先を予測して近くの住民に情報を伝えることによる農作物被害の減少と書いてありますが、実際にこれを行っていますか。

我が集落でも非常にサルと共生をしているわけですが、なかなか電気柵等々を使ってやっている畑はそれで大丈夫なのです。電気柵をやっていないところが今度は被害に遭うというふうなことで、サルが出てきて、この人たちが来るころには、もうサルは山に帰っています。この費用対効果についてどういうふう考えているのか、また実際どういうふうこれが効果があると考えているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 サルの予測について連絡をしているかどうかということですが、報告の中では予測をして、区長さんのほうに連絡はしているということになります。

費用対効果についてでございますが、被害をおって出た後に、その分どういう効果が出たかということですが、今、パトロールによって地域を推測することによって、なるべく被害を出さないというふうな方向で動いていることという以外、今のところ金額的な面では算出はしておりません。以上です。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 行政区長のほうには、予測をしていっていることだというふうに、今お聞きをしましたが、実際問題、そういうふうに行政区長のほうに連絡をして、防いでいることの、実績があるのですか、ないのですか。お聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 一応区長さんのほうには全戸にメール配信をしているということです。そこで被害が及ぶかどうかということですが……（何事か叫ぶ者あり）、済みません、区長さんだけではなく、登録者には全員メールしているそうです。そこで実際じゃあ被害が防いでいるかどうかということですが、担当としては最大限防いでいるのではないかと。実際、被害はありますが、減少していることは確かだと思います。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員からも今、出ましたけれども、サルパトロールなのですね。6月1日から11月30日までの6か月間パトロールしていただいているということですが、実際問題、サルの群れについている発信器付きの部分については、全てのグループについていないという状況の中で、市内全域を2人でパトロールというのは、ほぼ無理な話

なのです。なので、今、同僚議員からも出ましたけれども、費用対効果という以前に、サル対策として本格的に考え直さなければならないのではないかと。しゃくなげ湖畔のためにやっているのではないのです。サル被害対策でやっているのですから。そこら辺はどのようにお考えか、もう一回お聞きをしたい。

もう一つは決算書ですけども、決算報告書の中で2ページを見ますと、人件費に当たる部分でありますよね。事業費、管理費ともに人件費が出ていますけれども、1,000万以上人件費ということなのです。地元の雇用ということであれば、それはそれでいいのだけれども、その結果としてどうだったのかということになると、いろいろな事業を打ってきました。その中でこしひかり和紙。こしひかり和紙をとという部分があったわけなのですけれども、4ページの商品、財産目録を見ても、原紙がまだ19万7,403円分、それから製品が107万9,497円分と、多分、この部分については去年と変わっていないと思うのです。

そうすると、申しわけないけれども、地元の方があそこを掃除していただいたり、あるいは若干の雇用だということと、市が2つ合わせて670万円近くですか。それから地方公共団体の補助金で463万円、これだけの補助金を入れているということになると、そうでない部分でどうなのかということをお考えしなければならない時期にきていると思います。

だから、あそこをきれいにさせていただくために考えてやっているのか、雇用の確保なのか、あるいはサル対策なのかということをごちゃ混ぜにするのではなく、きちんとした形でやるということ、そろっともう考える時期ではないかと思うのですけれども、そこら辺は今回担当課として事業計画を出してきたわけですけども、どのように判断をなされたのかちょっとお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、1点目、サルパトロールであります。この2名で6か月間、足りていないのではないかとありますが、確かに、全地区を回るということは、非常に1日の移動距離も長くあります。その中で連絡をいただいた中で、こちらでサルが出たという、そちらへ行ったりします。そこから推測して、それぞれ情報を発信しているということです。ただ効果が、先ほど黒滝議員にも言いましたが、それがしないであればどうかという点から考えると、十分効果は得ているものだと感じております。

それから決算のほうで、地元の雇用なのか、こしひかり和紙等の在庫もあるということがあります。こしひかりの商品につきましては、確かに在庫を大分抱えておりますが、公社のほうでそれぞれ営業しまして、高級な薄いやつは支援学校等で使っていた経過もあります。あと米袋につきましても若干ではありますが、販売でまかなって徐々に減ってきているという報告は受けております。確かに在庫は多く抱えていることは事実であります。

あと、全体でその地元の雇用かどうかということですが、ここだけでいくと確かにいろいろうまくいっていない部分もありますが、今、懸念となっているその県道の落石の危険、それとオートキャンプ場の水源の確保、ここら辺につきましても担当課としまして、妙案がないということで報告はありますが、県のほうと折衝しまして、水源の確保については

おおよそめどがつきそうであります。今年度それがクリアできれば、来年度オートキャンプ場が再開できる見込みとなりますので、そこら辺も踏まえた中で、全体の中ではいい方向に向かっているのではないかと担当課では考えております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 要するにサル対策としてどうなのか、地元雇用対策はどうなのか。それからあそこ一帯をきれいに保つという清掃でありますね、どうなのかということ、3つを分けてやっていかないと、なかなか大変だと思いますよ。そこら辺をことし1年じっくりみていただいて、方向性を決めるのだというところまで踏み込んでやっていかないと、結局のところは補助金で何とかやっていただいているというだけで、恐らく地元の方にとって、市がお金を出さないからという部分で言われる可能性も非常に高いと思うのです。そうではなくて、じゃあ何のためにここをやるかということをもう一度考えて、地元の方たちときちんと方向性を出していく必要があると思います。今年度、平成30年度については、とりあえずここへ事業計画が出ましたけれども、このままでやっていだけなのか、あるいはここまですで踏み込んで考えていこうという考えがあるのかどうか、そこだけをお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 寺口議員がおっしゃるとおり、確かにあそこを全部3つ管理するということは大変だと思います。ごらんになっていただけた方がいればわかると思いますが、入り口のところも非常に花、花壇が整備されていて、観光客の方をきれいな場所でお迎えできるようになっておりますし、全体の草刈り等も広大な面積であります。そこを地元の人たちで管理するというのは大変かと思いますが、施設の修繕等も踏まえた中で、オートキャンプ場の明るい兆しも見えてきましたので、今後地元の方と協議しながら、新しい方向性を見出していきたいと思います。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 サルパトが出ていますけれども、私は1年前のこの会のときに、鉄砲を撃ち、このサルパトの人たちがただぐるぐる回るだけではなくて、狩猟免許を取って撃ってもらえばいいのだと、そういうふうなのもやっていくべきではないかというふうなのを話したのです。そういうことをちょっと考えたことがなかったので、考えていきますという答弁を去年もらったのです。1年時間があつたので、どういうふうな回答をするのか。

あともう1個。これは議場では言ったことないのですけれども、今、海賊退治に音波で海賊が来ないようにやるやつがあるのです。音で、ちょうど集中してそこだけやって、それが100万円ぐらいだったような気がしたのです。そういうのを車につけてサルに当てるのも、やっているところもあるみたいなのです。でもちょっとあれですけども、そういうふうなのをやっていくのも一つではないのかとか私は思うのです。変な話、鉄砲がだめだったらそれでいこうとか、そういうのも一つだと思うので、いろいろ考えて、毎年、今も本当にやっているのかとか、いろいろな声があるのだったら、ちゃんといろいろ考えて、次はじゃあこの手でいこう、あの手でいこうとやっていくのも一つだと思うのです。去年1年、じゃ

あどういう新規を考えたのか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 牧野議員の鉄砲を持つというのは、よく記憶しております。私も長岡の科学技術センターでレクチャーを受けたりしてきまして、そこら辺、どういふ方策がいいのかという相談をしました。そうすると、やはりそのプロに言わせると、パトロールをしていてサルがいて撃つというのは、個体が分かれる可能性がある、そうするとやはり大前提は捕獲であって、そこで個体が分かれるとサルのグループが分散化してくるので、できればそこで撃つものとパトロールは別で考えてほしいと。あくまでも捕獲。捕獲しサルを駆除するという形が理想的だという話を受けていますので、あまりパトロールが狩猟免許を持って撃つというのは現実的ではないのかというふうには私は捉えておりました。

もう1点のその海賊退治。これはちょっと聞いたことがないので、ちょっと今後研究してみたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第20号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第20、第45号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第45号議案 平成30年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を申し上げます。主な内容としましては、歳出では前年度分のふるさと納税寄附金のうち、市の施策に活用できる分を新たに「ふるさと応援基金」、これを設置して、積み立てることとしまして、基金費に2億2,854万円を計上いたしました。また、ご寄附くださった方への返礼品発送が、繰り返し説明しておりますが、翌年度にわたる分として、ふるさと納税返礼品等業務委託料、ここに1億3,745万円を計上いたしました。

今年度から稼働しているし尿受入施設については、試験運転期間を3か月延長する必要が生じたことから、し尿等処理施設運営費に1,450万円計上しました。

さらに7月の兼継公まつりでは、例年多方面のご協力によりまして、武者行列や米沢藩古式砲術保存会の皆さんによる演舞披露が行われておりますが、その一部を改めさせていただいて、夕方の涼しい時間帯にステージイベントとして新たに歩みだしたいということから、観光振興事業費に55万円を計上いたしました。

個人住宅リフォーム事業費では、補正予算編成中の申請の状況から1,500万円を計上しました。5月末の受付終了までに571件、5億5,700万円の申請があったことから、不足する分につきましては、今後速やかに予算措置する予定であります。

市民会館大規模改修事業費では、学校教育課を市民会館に移転するための経費として3,876

万円を計上しました。

歳入では先ほど説明いたしましたとおり、前年度のふるさと納税寄付額のうち、新たにふるさと応援基金に積み立てる分及び前年度の寄附に対して、今年度に返礼品を送付するため、先に財政調整基金に積み立てた分と合わせて、財政調整基金繰入金に3億6,600万円計上しました。また、これらによる歳入歳出の差額調整として、前年度純繰越金に1億559万円計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ4億8,559万8,000円を追加させていただき、総額を304億4,385万2,000円としたいものです。また、債務負担行為の補正は新たに、看護師修学資金貸与制度を開始し、募集と貸与の決定を今年度中に行いたいということから、将来にわたる負担分をここで予算に計上するものであります。詳細につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、詳細をご説明申し上げます。最初に事項別明細書でご説明申し上げますので10ページ、11ページをお願いいたします。2の歳入からになります。最初の表、13款2項国庫補助金、1段目1目総務費国庫補助金の説明欄、地方創生推進交付金1,346万円は、地域再生計画の認定を受け、南魚沼ブランドで進める産業振興プロジェクトに取り組む補助金でございます。2段目2目民生費国庫補助金の説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システム改修委託料の増加に対応する補助金の増額で2分の1の補助となっております。

2番目の表、13款3項委託金 4目教育費委託金の説明欄、学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業委託金は、文科省から受託した、学校運営協議会を核とした特別支援学校と地域住民との連携・協働による共生社会を実現するための事業委託金で97万円の皆増、10分の10の補助となっております。

3番目の表、14款2項県補助金1段目、4目農林水産業費県補助金は、説明欄の1行目農地中間管理事業活用型経営発展支援事業県補助金から、2行目の多角化・複合化経営発展支援事業補助金に補助事業の一部を振りかえるもので、県の補助予算枠の影響であり、内容の変更はございません。2段目、7目教育費県補助金、説明欄 東京オリパラ事前キャンプ誘致推進県補助金100万円は、事前キャンプ誘致等に取り組む市町村への補助で皆増でございます。

4番目の表、16款寄附金1項1目一般寄附金は、説明欄記載の皆様から、合計9万円をご寄附いただいたものでございます。

最下段の表、17款2項基金繰入金は、説明欄、財政調整基金から3億6,600万円を繰り入れ、うち1億3,745万円は、ふるさと納税返礼等業務委託料に、2億2,854万円はふるさと応援基金積立金とするものでございます。

12から13ページをお願いいたします。1番目の表、18款繰越金は、今回の補正予算における、財源の不足分として、前年度純繰越金1億559万円を増額するものでございます。

2番目の表、19款5項2目雑入は、説明欄、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金が確定し、250万円の減額となりました。以上が、歳入の補正内容となっております。

めくっていただき、14、15ページ、3の歳出でございます。最初の表、2款1項 総務管理費の1段目、3目電算対策事業費、説明欄丸、電算情報管理一般経費のネットワーク総合保守委託料は、学校教育課の市民会館移転に伴うネットワーク機器の保守委託料の増で35万円の計上。

2段目、6目財産管理費説明欄の丸、基金費、ふるさと応援基金積立金は、歳入で説明いたしました財政調整基金繰入金で、平成29年度にいただいたご寄附のうち、今年度以降の事業に活用できる額を積み立て、管理するもので2億2,854万円の皆増。

3段目、7目企画費、説明欄最初の丸、集落振興事業費、一般コミュニティ事業補助金は、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金が確定したため、歳入と同額の250万円の減額、2番目の丸、ふるさと納税推進事業費、ふるさと納税返礼等業務委託料は、平成29年度寄附をいただき、返礼品の送付が平成30年度になるものの経費といたしまして、1億3,745万円の増、3番目の丸、スポーツ交流事業費、東京オリパラ事前キャンプ誘致委託料は、事前キャンプ誘致などに取り組む経費で200万円の皆増となっております。

4段目、8目地域開発センター及び公会堂費、説明欄の丸、公会堂費修繕料は、蕨神地区にあります「まほろば」の消雪パイプ井戸洗浄のための修繕料126万円の増となっております。

2番目の表、3款2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、説明欄の丸、保育園等施設整備事業費、空調設備改修工事費は、大崎保育園の暖房用温水配管が破損いたしましたが、建設から39年経過し、老朽化していることも勘案し、1階部分を灯油ボイラー方式からエアコン方式に改修するため400万円の皆増、3番目の表、3款3項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄の丸、生活保護一般経費、システム改修業務委託料194万円の増は、生活保護基準改定、介護保険制度改正に伴う介護医療院の創設などに対応するための生活保護システム改修委託料となっております。

めくっていただきまして16、17ページをお願いいたします。最初の表、4款2項環境衛生費、1目環境衛生費、説明欄最初の丸、公害等対策事業費、システム更新業務委託料20万円は、都市計画用途地域変更に伴い、GISシステムの騒音・振動規制区域のデータ修正、2つ目の丸、地盤沈下対策事業費、修繕料13万円は、地下水観測井戸4か所の測定機器等の修繕、3つ目の丸、カーボンオフセット制度活用事業費、共催事業負担金10万円は、クレジット購入事業者が主催するエコツアーの負担金となっております。

2番目の表、4款3項清掃費、1目し尿塵芥処理施設費、説明欄1つ目の丸、し尿等処理施設運営費は、し尿等受入施設の試運転延長に伴い、旧し尿処理施設の運転を3か月延長する経費で、光熱水費のうち電気料が750万円、運転延長に伴う業務委託料が700万円となっております。2つ目の丸、広域ごみ処理施設建設事業費は、新ごみ処理施設建設に向けて、地域住民の理解促進を図るため、先進地視察を実施するための経費で、職員旅費、バス借上

料など合計で 121 万円の計上となっております。

3 番目の表、6 款 1 項農業費、2 目農業振興費、説明欄最初の丸、農業振興対策補助事業費は、農業経営体が、育苗、乾燥調製施設整備を行う事業について、乾燥調製機器分を別の補助事業で実施することとなったもので、県の予算枠の影響で、歳入歳出とも同じ内容でございます。2 段目、3 目畜産業費、説明欄丸、畜産振興費、修繕料 186 万円は、有機センターの屋根シート及び消雪配管が雪害により破損したための経費となっております。

めくっていただきまして、18、19 ページをお願いいたします。最初の表、7 款 1 項商工費、2 目観光振興費、説明欄最初の丸、観光振興事業費、各種業務委託料 1,346 万円は、地方創生推進交付金を活用した、南魚沼ブランドで進める産業振興プロジェクト業務委託で、インバウンドへの対応、ブランド発掘と整備などになっており、その下の兼続公まつり実行委員会運営費補助金 55 万円は、武者行列、古式砲術の演武披露などをグレードアップして行うための補助となっております。2 つ目の丸、山岳遭難対策事業費、資材等輸送業務委託料 75 万円は、八海山大崎口 2 合目の避難小屋修繕のために、資材等をヘリコプターで輸送する経費となっております。

2 番目の表、8 款 5 項住宅費 1 目住環境整備事業費、説明欄丸、個人住宅リフォーム事業費、住宅リフォーム事業補助金は、市長が申し上げましたように、現在までの申請状況、今後の見通し等を勘案すると不足が見込まれますので 1,500 万円を増額するものでございます。

3 番目の表、10 款 1 項教育総務費 1 目教育委員会費、説明欄最初の丸、教育委員会一般経費、施設使用料 21 万円は、学校教育課が市民会館に移動するに当たり、必要な会議室等使用料、確定申告時の駐車場不足を解消するための駐車場借上料、2 つ目の丸、教育総合支援事業費 97 万円は、文科省委託の、学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業を実施するために必要な各種経費の計上、下の段、3 目教育施設管理運営費、説明欄丸、地域・教育連携施設管理運営費施設改修工事費 95 万円は、旧五十沢小学校へ五十沢地区センターを移転するために必要な改修費となっております。

めくっていただきまして 20、21 ページをお願いいたします。最初の表、10 款 2 項小学校費 1 目小学校教育運営費、説明欄の丸、小学校管理一般経費のうち、2 行目報償費 62 万円、3 行目費用弁償 1 万円は、第一上田小学校、第二上田小学校の統合協議会及び部会の開催に必要な経費、4 行目の施設改修工事費 190 万円は、浦佐小学校の消雪用井戸ポンプが故障したための交換費用となっております。

2 番目の表、10 款 3 項中学校費 1 目中学校教育運営費、説明欄の丸、中学校管理一般経費、施設改修工事費 270 万円は、塩沢中学校給食ワゴン室が雨漏りをしているため、その防水改修工事費、下の段、2 目中学校整備費、説明欄の丸、統合中学校建設事業費、物件除却工事費 1,800 万円は、八海中学校の工事期間中に、事務所として使用しておりました既存建物を解体し駐車場などとして利用するための工事費となっております。

3 番目の表、10 款 4 項特別支援学校費 1 目特別支援学校運営費、説明欄の丸、特別支援

学校管理一般経費、非常勤職員賃金は、県が配置する特別支援学校の事務職員が、平成30年度から1名増員し2名となったため、従来市で配置しておりました臨時職員賃金が不要になったことによる100万円の減、4番目の表、10款6項社会教育費 4目文化行政費、説明欄の丸、文化財等保護費34万円は、浦佐毘沙門堂の裸押合いが、国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念してシンポジウムを開催するための各種経費の計上でございます。

めくっていただきまして22、23ページをお願いいたします。10款6項社会教育費 5目文化施設費、説明欄最初の丸、文化施設維持費、施設修繕工事費125万円は、牧之記念館受水槽ポンプ交換の経費、2つ目の丸、市民会館大規模改修事業費は、学校教育課が市民会館に移転することに伴う事務室等の改修経費で、設計監理監督業務委託料76万円、施設改修工事費3,800万円の計上となっております。

以上が、歳出の補正内容でございます。なお、新年度、4月1日以降の予備費の充用につきましては、4件、47万円でございます。

6ページに戻っていただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。今議会に条例案を提出しております、給付型奨学金制度に対応するため、債務負担行為の追加をお願いするもので、内容は記載のとおりでございます。給付開始は平成31年度からとなりますが、今年度中に募集を行い決定したいことから、期間は平成30年度から平成34年度まで、1名当たり年間60万円、5名以内を想定し、4年間で1,200万円の限度額といたしました。

議案1ページにお戻りください。以上の説明によりまして、第1条では歳出歳入予算の補正は4億8,559万8,000円を追加し、総額304億4,385万2,000円となるものです。第2条、債務負担行為の補正につきましては、今ほど説明申し上げましたとおりです。以上で、第45号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点お願いいたします。最初に今の6ページの債務負担行為のところがあります。まず、説明のところといいますか、期間のところは、平成30年から平成34年と書いてあるのですが、今、説明の中では給付開始が平成31年度からという口頭の説明だったのですが、そのところもう一回確認をしたい点と、そして債務負担行為、平成30年度——この表示によりますと平成30年度からということですが、この条文自体はまた出てきますので中身はいいのですが、1,200万円の限度額の設定の考え方というか、どのぐらいの修学資金の貸与を見込んで、こんなところ1,200万円が出ているのかというところが、何か資料がありましたらそこをお聞かせいただきたいということです。

そして、もう1点が13ページ、前年度純繰越金ということで1億500万円追加になりましたけれども、説明では不足する財源へというようなことでありましたけれども、1億円また追加になったわけです。こういう中で積立金とか償還金に回すような考え方は、説明ではなかったのですが、ないのか、不足財源にのみ回していくのか。そういうところにまわさなくたっていいのかということも含めてですけれども、この2点をお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 まず、2点目のほうですけれども、純繰越金についてです。今まだ平成29年度の決算額が確定しておりませんので、決算が全て出せる9月のときに、その繰り越しが出たら、それをどのようにするかというようなことで処理をさせてもらいたいと思います。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 6ページの債務負担行為の関係でございます。こちらにつきましては、先ほど総務部長からお話がありましたが、1人月5万円で12月で60万円。それを5名以内で想定しておりますので、年間300万円。それで、4年間の修学期間分としまして、1,200万円を平成30年度、今の時点で債務負担を設定させていただきます。

また、総務部長からの説明もありましたが、平成31年からの給付ですが、平成30年度からその募集の行為が始まりますので、設定期間は平成30年から平成34年というふうな形をとっております。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 19ページですけれども、観光振興事業費。市長のほうは非常にフェイスブックとかそういう写真とか映像をいろいろやっていますけれども、例えばあと兼継公まつりで鉄砲とかそういうのやりますが、映像について、ビデオ配信とかそういうのもやはり非常にすごいアイテムになるわけです。そういうのも市のほうで取り組みたいとかいううわさもちよっと聞いたのですけれども、実際、湯沢の駅の中とかに今、モニターがあるわけですよ。そこに年がら年中湯沢の、第一弾、第二弾とかいって、見せたりもしているわけですから、南魚沼のアピール動画というの。

湯布院なんてお湯のジェットコースターつくりますよとか、そういうのとかをやったりもして、非常にイメージのあれですよ。そういうふうな手法という、例えばきのうも雪の、6月3日で、東京とかに行行って雪をやったりもしたし、そういうので実際どう活用していくのか。ただ1回イベントをしたからそれで浸透するとかではなくて、いかに見せていくかという、そういうトータルなこともお金に入っているのか、ちよっと聞いてみたいですし。ここでじゃなくてやはり看護師のところでもちよっと聞きます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 映像の配信ということでありまして。今回、委託費の中にはインバウンドにおけるSNSの観光情報発信ツールの作成ということでありまして。ここは湯沢町と連携して行うということで、具体的にまだ映像というワードはありませんが、そこら辺も含めて一緒に協議したいと思います。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5つほど。15ページ、まず基金ですね。ふるさと応援基金積立金2億2,854万円でありますけれども、明確を図るということで非常にいいことだと思いますが、先ほどの補正の中で聞きましたけれども、結局その3月31日を区切った中で、8億4,300万円ほど

の寄附をいただいたと、そこから返礼品等々を引いていったときに残った金額。純粋に南魚沼市が使える金額、これを2億2,854万8,000円積み立てるというふうにとったのですけれども、かなり少ないなと思っていたのです。3月議会でも若干聞きましたけれども、7,500万円ですか、これについてはもう既に一般会計で使ってしまいましたということなので、その部分はここから引いてこの金額になったというふうに考えていいのかということなのです。要するに、返礼品で5億5,000万円ぐらいきたのかなというふうに思っていたのですよ、返礼品で。だからそこら辺が聞きたかったということなのですけれども、実際はどうなのか。

それから、その下のスポーツ交流、ノルウェーの確か自転車競技のほうの事前合宿を、こちらに誘致をしたいということだったのでけれども、これは事業として委託ですよ。そうすると、オリンピック、パラリンピックに向けての事前合宿等々を受けている方たちに委託をするのか。そこら辺はどこにもう委託をしようとしているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、17ページの広域ごみ処理。ごみ処理場建設に関していえば、先進地視察ということで、確か上越クリーンセンター、武蔵野という2か所の視察を考えていらっしゃるということでありましたけれども、ここにかかる費用が121万5,000円ということですが、これは当面はその2か所だけであって、もう一回、二回ということ。要するに見てみたいという方が多くなった場合については、当然増額をしてやっていくのかと。あるいはこういうところがあるのだけれどもと逆に提案されたときに、それも一応考えていただいて、できる、できないは別ですよ。そういうところまで踏み込んで先進地視察というのを考えているのかというのをちょっとお聞きしたい。

それから、19ページの各種業務委託料1,346万円、地方創生交付金でありますけれども、インバウンド関係で南魚沼ブランドを発信したいということでもありますけれども、この金額全てをインバウンド関係の南魚沼ブランドということで使うのか。それとも幾つかあるのであれば、その内容、どういうのを使うのか、ちょっと教えていただきたい。

それから、教育費の教育総合支援事業97万でありますけれども、文科省の委託を受けて、学校運営協議会の設置、拡充であります。大崎小学校等でやられていますけれども、ああいったものをほかの小学校にも拡充をしていってやろうとしているのか。あるいは全く別の考え、地域コミュニティのほうに学校のほうの応援団ではないけれども、やっていただくという考え方がありましたよね。そうするとじゃあ、そっちの地域コミュのほうで学校のほうの応援団をしていただくための事業をやろうとしているのか。あるいは大崎小学校等でやられているような、ああいう形での後援、学校の応援といいますか、そういう事業を広げよとしているのか、ちょっとそこら辺を聞かせていただきたい。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 1点目の基金であります。これから新しく取り組もうとしております基金ですが、今、2億2,800万円ほど上げてありますが、議員ご指摘のとおり、平成29年度に使わ

せていただいた分、7,500万円が既に使っておりますので、その7,500万円と今回の2億二千幾らを足していただいた分が、実質市が使える分の合計額、平成29年度分ということになるかと思えます。

今回、基金のほうに一旦全て積ませていただきましたけれども、平成30年度当初予算の中で、事業的にはこれをふるさと納税の財源でというようなふう考えたものも幾つかございますけれども、まずは一旦、使える分をなるべくわかりやすくということで、1回はここに上げさせていただいて、年度末までにはその基金から取り崩しをして、こことこことこにあたりましたというような形が示しできればというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 オリパラの補助金関係でございますが、以前よりグルメライド等で親交のあります日本自転車普及協会を通じまして、姉妹都市であります、ノルウェーのリレハンメル等がありますので、ノルウェーの自転車チームの事前合宿の可能性を以前より探っていましたところ、ノルウェー王国の自転車競技連盟から合宿に興味があるという連絡がございました。

そんなことがありまして、今年度より、県の補助金の限度額が20万円から100万円に上がったこともあります。それにつきまして、事前誘致のために動いているわけなのですが、その委託先といたしましては、今、打診をお願いしております、日本自転車普及協会のほうを委託先と考えておりまして、いろいろな誘致にかかる経費等を含めまして、委託することで動いておるところでございます。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 17ページの新ごみ関係の先進地視察でございますけれども、今の段階では、議員がおっしゃったとおり、武蔵野市が2回、それから上越市が1回、計3回の募集を今、行っているところであります。両方に行きたいという方もいらっしゃいますので、実人数だと60人ぐらいになっているのかと思えます。もちろんこれにとどまるものではありません。まだ住民の方からご要望があれば、新しい場所、あるいはもうちょっと農業との関連性の強いところ等も我々も研究してみたいと思えますし、今現在が農繁期であります。なかなかやはり農業をされている方はお忙しい時期。もう少し農業が一区切りついた時期にもう一回ということも我々は今考えております。

なるべく多くの方からやはり新しい施設、先進的な施設を見ていただきたい、これがまず最初だろうというふうに思っておりますので、いろいろな方法をまた考えていきたいというふうに思っております。これにとどまるものではないというふうに考えていただきたい。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 観光振興事業の各種業務委託料であります。大きく5つ事業概要がございます。4点がインバウンド関係です。大きいところでは雪国へのインバウンドニーズの

調査、市内のインバウンド受入体制整備事業ということでもあります。それと先ほど牧野議員にもお答えしましたSNSによる観光の情報発信ツール作成、あと受入マニュアル整備、それとムスリムのインバウンド推進事業が大きいところでもあります。

もう1点は関連しておりますが、インバウンドということよりは、南魚沼ブランドの発掘と整備及び情報作成事業。これは十日町で行われる大地の芸術祭に合わせて、地域食をテーマにしたキャンペーンを開催する予定であります。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 5番目の質問でございますが、今回の補助事業の関係の事業は、コミュニティスクール。コミュニティスクールというのは、学校運営や学校の課題に対しまして、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みになっております。そのコミュニティスクールというのは学校運営協議会、そういうのを設置している学校を指します。今回、コミュニティスクール設置、いわゆる学校運営協議会を市で設置することを通して、総合支援学校の教育活動やイベントを通して、地域住民と連携して協働して取り組む形を考えております。これによって、教育の充実を図ったり、障がいについての理解の促進や、支え合うやさしい地域との雰囲気向上等に結びつけたいというふうに考えております。

議員が申されました学校地域支援本部等の取り組みですけれども、そういった部分とはまたひとつ違ひまして、コミュニティスクールというのは、学校運営協議会を設置した——済みません、地域住民や保護者ととも学校に先生等いろいろな方々を入れまして、学校運営協議会を設置しまして、学校の運営方針等をまた協議する、そういう場になっております。そういったことを通しまして、地域とともにある学校づくりを目指すということで考えております。今のところ、学校地域支援本部等とはちょっと異なった形なのですけれども、今後調査、研究を通して、コミュニティスクールの設置を推進するというのであれば、学校地域支援本部のほうをまた一歩進んだ形で進むという方法もあると思いますので、今のところコミュニティスクールの設置をして、地域とともにある学校づくりを推進するような形で考えている事業でございます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2回目としては、ふるさと納税の基金積立の部分でありますけれども、結局7,500万あった、今回基金に積み立てる分、合計したもの、これを8億4,300万円引いた部分については、ほぼ返礼品に当たった部分だというふうに考えていいということでしょうか、その確認をしておきたいと思っております。

それ以外については、コミュニティスクールについては、それは一般質問ではございませんので、長々とありがとうございましたけれども、大崎でやっているような形ではない。要は運営協議会を設置して、その中でやっていくものだというふうに理解をしているわけですが、これが要は、今考えているのは総合支援学校であって、今後はそれからほかの学校にも今度は広めていくのだというところがあるのかどうかというところをちょっと2点ほど、確認事項も含めてお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 先ほどの額で見ていただくと、大体その使える部分が36%ぐらいになったかと思います。残りの部分は返礼品の部分が多くを占めておりますけれども、そのほか、これ全体の委託料ということで、業者さんのほうに委託料が入っておりますし、あと、ほとんどの方がカードで決済をされておりますので、カード決済の手数料というものが占めております。大体この3つがほとんど全てで、あと若干こちらのほうの事務経費ということで、それらのパンフレットをつくったり、宣伝をかけたり、臨時職員を雇ったりということが若干入っております。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 コミュニティスクールについてお答えします。先ほど部長が詳しく説明したとおりであります。ポイントを絞って説明しますと、今、国はコミュニティスクールを推進しております。南魚沼市もいろいろ考えてみたのですが、一番の懸念は教師の多忙化につながるということで、違う形で進めてみたいなというふうに思っていたのが、はなさき本部だとかということでやっていたのですけれども、支援学校については後援会もでき、だんぼの部屋もでき、いろいろの組織ができていますから、それをうまく活用して、運営委員会をつくって協議をする形のコミュニティスクールに移行したいと。今後全ての学校がそうかといった場合、支援学校の状況を見て、これが多忙化につながる場合については、全部ということは今のところは考えておりません。試験的に総合支援学校でコミュニティスクールを実施してみたいという考えであります。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木一君 ちょっと細かいことですが、23ページ上段の文化施設維持費、牧之記念館受水槽の取りかえかな、書いてあります。ただ、この牧之記念館は、はたして受水槽がいるような施設なのかという気がするのですが、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 この牧之記念館の受水槽でございますけれども、受水槽の位置としまして勤労者体育館の隣にございまして、この受水槽から勤体の体育館、それから牧之記念館にポンプで圧送しているということで、2施設を1つの受水槽でまかなっているということで、必要ということでございます。以上でございます。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木一君 本当にこれは受水槽はいるのかね。私はそう感じない。直結でも十分間に合うのではないか。牧之記念館にじゃあ水道を使うところがどれほどあるのか。じゃあ勤労者体育館は何がある。それほど使うほどあるのか。うちの例を挙げれば、旅館を直結で十分間に合っていますので、はたして必要か、必要でないか。受水槽というのはあまりきれいなものではないので、本来なら直接つなぐべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長　この修繕工事につきましては、業者さんのほうにご検討いただいたのですが、直結でもできなくはないのですが、当然給水管等の工事もかかるということで、隣の福祉センターは直結につながっておりますけれども、当初、距離も本館からあるということで受水槽にして、2つの施設にそうしているということで、今回はその修繕で対応したいということでございます。以上です。

○議　　長　　13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　4点になりますが、ひとつお聞きします。15ページの今ほどのふるさと納税についてであります。大分わかりがいいような話になってきましたけれども、私は基本的に公金、要するに税金が入ってきたという、要するに8億円とか9億円とか言っておられますが、それがちゃんと一般の寄附金と同じような形で入って、そしてその歳出の関係で、ふるさと納税ならふるさと納税の事業費が乗っかってくるという形にして、そして初めて残り金があると、こういう形になるかと思うのです。そういったもう少しわかりのいい形を考えられないか、ひとつお聞きします。

それから、17ページです。前段でも申し上げましたが、し尿処理施設のこの試運転の延長、これについてはなぜこういった事態が起きたのかというところが、私は計画に齟齬があったのかなというふうに思ったのです。今後、間違いなくそういった形が、通常業務ができるのかどうかひとつお聞きします。

次に19ページ、個人住宅リフォーム事業について市長は口があくたびに、今年度で終わりという形で説明されるのですが、この事業効果等から考えると、非常に——私は計算してみたのですが12.6倍。要するに投資した額の、そういった形になるかと思うのですが、そういった観点からどういったお考えをしているか、ひとつお聞きしておきたいと思います。

もう1点が23ページ、何点かに絡みみましますけれども、教育部の統合の問題について、私はたまたま教育会議を傍聴できますということで傍聴した中で、市長がその他の項目でちょっとお話をされたという感じを私は持っているのですが、それでこういった形でワッと出てきたわけでありまして。教育委員会なり教育会議なりでどういった議論をされて、こういうふうに形にしようとしているのかというのが、狙いが案外見えないということで感じますが、ひとつお聞きします。

そして、3,800万円と、そのほかに設計監督料、それから会議費借上料等がのっていますが、ひとつお聞きします。

こういった事業をする場合に、大和庁舎がぐっとあきますよね。2階の部分がほとんどあいてしまいます。そういった計画というものは、やはりあってやるものかというふうに私は思っているのですが、その辺をひとつお聞きします。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　1点目です。今回、基金を始めてみる段階でございますので、今がちょっと若干わかりにくさもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいかと思っております。今後は歳入が入りまして、その他経費がございましてけれども、その後、市で使える部分というのが出て

きますので、その部分はこうしてその基金に積んでいく。また、その使いたい事業が定まりましたら、その事業費に合わせる形で基金からの取り崩しを計上していけば、予算上のあらわれとしては、ふるさと納税の果実を使ってこの事業をやるのだということが見えてくるような形になるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目のそのし尿受入施設の試運転の延長の関係でありますけれども、計画に齟齬がなかったかという点のご質問であります。受け入れのその量ですね。処理量と受入量とちょっとごちゃごちゃになるのですけれども、要は処理をしているのは毎日処理をしているわけです。下水処理場ですので、1日も休まず24時間処理を続けているわけでありまして。その1日の処理量というのが71だと。そうすると、1週間、持ち込み業者は週休2日でやっていますから、5日間で1週間分を持ってくると。そうすると1日当たりの持ち込みの最大量が91ぐらいになるのです。ただ、向こうさんが勘違い——99です、失礼しました。大体100ぐらい入るのです。それを向こうさんが5日間で考えていたというところ、その数字の違いがちょっとありました。

ただ、99入れれば、今の処理量、我々は——それは調整は必要です。1日にどかんと来ないような調整は事前に必要ですけれども、年間の今の処理量からしますと、91入れてもらえれば処理ができると、そういう計画で今動いておりますし、設計もされております。それは間違いないということでご確認をいただきたい。

今後とも間違いなく運営できるかという点は、先ほど言いました、月ごとにばらつきがあるわけですね。当市は雪が消えるとどかんと増えます。この違いがあるわけです。ただ、これも平準化をある程度することで、99が飲み込めれば、受け入れてもらえれば解消できるというふうにご検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 市長。

○市 長 まずはリフォームの件です。大変申しわけないのですけれども、ここでかなりやりとりをして、ご理解いただかないと困っているのですけれども。あのですね、今、多分50%ぐらいですね、リフォームの1回目です。使った人の——50%ぐらい、47%ぐらいです。使える方の中、その方々が1回使ってきて、大分これは進んできているわけです。これらを議会の皆さんからも、再度、2回目使うのをやろうとか、いろいろな話をされてきたのです。こういう中で、なかなかそういう方向にはいけませんという話をしてきました。まずはこういったところを1回リセットさせていただくということを含めて、それだけではないのですけれども、やらせてもらう。

また、もう一つは新たな方法として今考えている、まだ決定していませんけれども、例えば空き家の対策のやつに使っていくのかとか、新たな中身、政策的な課題をきちんと盛り込んだ形で新たにやっつけよう。まず一つは、これは市の単独費でやっているわけですから、そういう意味からも、そういう思いでこれはやらせてもらおうという話をしてきましたので、ぜひともご理解を賜りたいと思ひます。

2つ目の学校教育課の、まず教育委員会のこちらの市民会館への移設ですけれども、本来、本来1か所であるべきです。これが分かっていたということを私は看過して、ずっとこの先いるわけにいかないというふうに思ってまいりました。さまざまな皆さんのご意見も当然市長としてはいろいろ聞いてきた中で、職員からの意見も含めて、そして本来の姿にすぐやりたいということで、教育会議の中でその他で言ったなんていう言い方をされていますが、ずっとそういう思いがあって、あそこでまず、最初に口を割ってみたということでもあります。その後、さまざまな議論を経た後に、きょうに至っているということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 15ページの第1問目は、だんだんわかりがよくなるだろうということですが、私はもう1点が、どうしても明確にしてもらいたいのが、やはり公金でありますので、公金の使途、これは明らかにしておいたほうが、常に返ってみられるという形になると思います。要するにパーセントで今は言っていますよね。使えるお金は36%、そしてそのほとんど92%までが米だとか、そういう話は出るのですけれども、じゃあ、実際8億5,000万円がどういう形で動いているかというのは、なかなか読み切れないというところがあります。職員も頭を軽くするためには、もう少しやり方があるのかというふうに感じますが、ひとつ。決算なりできちんと出るのかどうか、その辺をまたお聞きしておきたいと思います。

次、17ページの問題ですが、従来市でやっていたわけでありすけれども、そうした中でこういった問題が今までに起きたのかどうか。要するに、従来、春先、どうしてもあつぷあつぷで処理ができないというようなことがあったのかどうかというあたりなのです。今、8億数千万かけてつくったのが、齟齬がないといいながらも、こういう事態が発生していると。そしてくみ取り業者にもそれなりの配慮を願いたいと、こうなるわけですから、やはりそこは原点に戻って、きちんと精査をし、1つの教訓としていくべきところではないかというふうに感じたもので発言をしているものです。

個人リフォームについては、これは議論がここでは乾きませんので、またいろいろな機会があるかと思いますが、まず、このなかなか仕事のない時期に、私も一業者なのですが、皆目仕事が見えません。そういった状況が今、ある分野では起きています。そうした中で、これが起爆剤となって、営業の1つの手法としてやっている方々が非常に。やはり3月議会直前から屋根屋さんとか、塗装屋さんとか、本当にことしも大丈夫だよなというような話があるものですから、やはりそれなりの手当てが可能であれば、やるべきではないかというふうに感じているところです。単独事業費でもっと政策的なものをもってというようなお話もありましたが、ここでの議論は一般質問でありませんので、所感があつたらひとつお願いします。

あと、学校教育課と社会教育課を統合して、要するに教育部を一つであるべきだということ、私はちょっと、何ていいますか、強引だなというふうに思います。社会教育課というのは、それぞれの自治体で、それなりにやはり配置というのは考えて、住民と直接接すると

ころでありますので、そういった形でやっているかと思います。そういう点ではひとつぜひ、そういう強引なやり方ではなくて、もっと狙いが何であるかというあたりがきちんとわかって。そして、私は文化会館といったときに、駐車場の問題が一番大変だと思ったのです。職員がそのたび、イベントのたびにあるいは話をしてみますと、確定申告時はどうだとかという話まであるようではありますが、そういう点ではひとつ心配だと思います。

それと、3,800万円についての内容について、まだ答えていただけておりませんので、それについて私は3,800万円、非常に私は今、大和庁舎でやっておられることが、まるっきり新たにやらなければならないという——要するにシステムから一切、さっきからいいますとネットワークシステムとか、そういうものまでも新しくしていかなければならない。あるいは電話回線とか、そういう話があるようではありますが、そういう点からしてみても私は大和庁舎との絡み、あるいは今、現状とこれをするによってどう変わるかというあたりは、やはり明確にしておく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうから簡単に。1点目のリフォームのことですけれども、おっしゃる意味はよくわかります。まだどういうふうに来年度やろうかというのは決まっていなくて、おっしゃるとおりなのですけれども、やはりこれは業者の皆さんも、そういう意味では経済的によく活性化してほしいためにやるものですから、早めにこれを決めて、例えば冬内とか、冬に入るところから来年はこうなるぞ、なるげだが皆さんどうだという話が、やはりその皆さんの口から伝わっていかないと、やる意味もないのかという思いもありますので、それはそういうふうきちんとやっていきたいと思えます。

2つ目は、まさかなのですけれども、ちょっと確認ですけれども、社会教育課と学校教育課を統合するというのではなくて、場所を一緒にするという意味ですので、そえはわかっていただいて……（何事か叫ぶ者あり）

そうです。元々2つに分かれちゃっていますけれども、一つにするという意味ですので。あと細かいところはもし必要があれば答えるかと思えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは教育長として、市長とかなり打ち合わせをし、前市長のときも副市長と打ち合わせしながらここまでできておりますから、唐突ということはありませぬ。教育委員にも話しながらここまでできました。

わかりやすく話をさせていただくと、教育委員会は学校教育課と社会教育課と生涯スポーツ課と子・若センターの4課があります。関係する職員は、全てで673人です。この大所帯を当然のごとく、教育長と市長、副市長は緊密に連携をとるために、ということが必要であると思えます。ただ、今までのことからすると、1か所に集まるということが、そういう施設がありませんでしたから、今回は大きなチャンスであるということが1つであります。

2点目です。今どういう状態かという、社会教育課長と生涯スポーツ課長は、部長と私の判こをもらいに、毎日のように大和庁舎に来ております。やはり非能率的であります。そういうことも含めて、やはり教育部を一つにまとめるということは大事であるという判断のもとに、ここまでできました。教育総合会議での唐突というのは、私が市長のほうにチャンスの会議でありますから、ここで今まで打ち合わせしたことを話をしてくださいよという話をして、総合教育会議の中で市長からしていただきました。以上であります。

○議 長 内容を。

教育長。

○教育長 工事内容については、担当の課長のほうで説明をさせていただきます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 工事の内容について、ざっくりとした説明になりますけれども、させていただきます。まず、建具、それから木製家具、内装といったものに関しまして、おおよそ1,000万円強。それから、電気の関係等で300万円強。あとは機械設備等で200万円程度ということになっております。こういったもののほかに、電話設備工事、これが大変金額が大きくなります。これは電話の交換機そのものを、容量が足りないために、今あるものを新設するという必要がございます、これで600万円強。それから、ネットワークの設備、いわゆるLAN配線等がございます。これにつきましては、あそこで確定申告をやっているというような関係もありまして、大変容量が大きくなっております。これにつきましては800万円強の予算が必要と。これらに共通架設等諸費用を含めまして、計上しました3,800万円というような数字となっております。

○議 長 13番。岡村議員、ちょっと答弁がありますので。

総務部長。

○総務部長 最初のふるさと納税につきまして、明確ではないというようなご質問をいただいたかと思えます。確かに昨年6月から始めて、返礼品の部分でございますが、4回の補正をお願いしたりしまして、少し見通しが悪くなっている部分があるかなというのはわかります。ただ、先ほど市長も説明いたしました、私も説明いたしました、財政課長も説明いたしました、今時点、速報値でございますが、総額で9億900万円、国際大学分を含めてでございます。それを除くと8億4,500万円ほど。そこから先ほど説明申し上げましたように、返礼品本体を含めたさまざまな経費、それから手数料等を差し引いて、最終的に残った果実が2億2,854万円ほどというご説明を申し上げますので、私どもとすれば明確にさせていただいたというふうには思っております。また、9月の決算には今ほど申し上げた数字がそれぞれ歳入、歳出ともものるわけでございますので、ごらんいただければと思っております。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 し尿受入施設の関係ですけれども、今の古い施設でも同じようなことがなかったかという。古い施設のほうは平成2年の3月に稼働を始めたようでありますけれど

も、やはりその稼働を始めた当時というのは、やはりちょっとオーバーフローになる場所があったそうです。ただ、これはご存じのように、減る一方なわけですね、増えることがない。月によって上下があるのです、この地域は特に。ただ、その一番ピークのときを何の支障もなく受け入れられるだけの設計をすべきかどうかということなのです。我々も平準化をする努力はしなければならない。これは減っていくわけですから、そういう努力を合わせた上で、可能な限り小さいもの、合理的なものという設計を、これは当然しなければならない。その点で、最初の始まりのときには、やはりちょっと苦労はありますけれども、理論的には可能な数字であるということで、我々は実施設計をしたわけでありまして。理解をいただきたい。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最後に 23 ページの問題をもうちょっとお聞きしたいのですが。この事業はかなり、先ほど言いましたように、私は傲慢だなど。今まで十二、三年こうして大和庁舎を有効利用してやってきた中で、それらを新たに超えた 3,800 万円もかけてやらなければならないほどのものであるかというあたりが、いかがでしょうか。大和庁舎の今後の用途等はどういう考え方をした中で、こういった判断を最終的にされたのかひとつお聞きします。

○議 長 大和庁舎の方向性。

教育長。

○教 育 長 市の施設をいじる場合については、教育施設については教育委員会として使うかどうかということをもまず方針を立てます。先ほど説明しましたように、熟知しながらここまできて、施設があいて一本化できるということで移るという方向に決めました。そして、このことは市長部局と綿密に打ち合わせしながら、こういう話をすると、あいたときに何に使うかということをお聞かれますよ、という話は内部でしております。何点かの案が市長部局ではありますが、今のところ、それをこれと、これと、こういう案があるというのを発表する段階にはないということでありまして、今後、一生懸命有効活用について、市長部局とともに考えていきたいというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 45 号議案 平成 30 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。休憩後の再開は 3 時 50 分いたします。

[午後 3 時 35 分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午後 3 時 50 分]

○議 長 日程第 21、第 51 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車（2.2 メートル級）1 台）を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 51 号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。本議案は、財産の取得につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れとなるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをごらんください。取得する財産の表示は、ロータリ除雪車（2.2 メートル級）1 台、2、取得の方法は指名競争入札、3、取得金額は 3,974 万 4,000 円、4、契約の相手方は、魚沼市、有限会社小出自動車工業でございます。

めくっていただきまして、次の 3 ページから議案資料となります。3 ページは物品購入仮契約書で、平成 30 年 4 月 24 日の契約、納入期限は平成 30 年 11 月 10 日でございます。7、その他の最後の行に、議会の同意議決を経て本契約となる旨を記載してございます。

めくっていただきまして、4 ページは入札調書でございます。当市の入札参加資格者名簿に搭載され、除雪車の取り扱いのある 3 者を指名したものでございます。記載のとおり 3 者からの応札により税抜き価格 3,680 万円、落札率 93.3%で落札となっております。

5 ページは契約の相手方の概要でございます。当市への納入実績も複数となっております。

6 ページからが仕様書となっております。1 の性能から 9 ページ、11 のその他の事項まで 11 項目にわたり仕様が記載されておりますが、従来と大きく変わった点はございません。

10 ページには、仕様書の各装置等に対するオプション装備でございます。

11 ページは、車体やバンパーの塗装、市章等の表示を特別に指定しました特記仕様書となっております。

めくっていただきまして、12 ページは購入予定機種の外観図でございます。株式会社 N I C H I J O 製の H T R 308 でございます。

第 51 号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることに……21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ロータリは毎年というか、よく買っているわけですがけれども、ことしはちょっと私は気づかなかったのですけれども、2 年ぐらい前に塩沢のロータリとかが置いてあ

る六分区のあたりのところに、あそこに動いていないロータリをずっと置いていたときがあったのですよね。例えば市民感情として、私がそのときに思ったのは、冬にずっと置きっぱなしのロータリがあったわけです。壊れて置いているというのは、壊れて置くくらいだったら処分すればいいのになとか、やはりそこ置いてある以上は使ってほしいとかそういうふうな思いがあったりもするのですけれども、買うのは買うのでいいのですけれども、処分をちゃんと考えてやっているのか。壊れていても残している車両が、2年前とか3年前だったので今はまた違うのかもしれないのですけれども、ローテーションでちゃんと売っているのかというやつですね。

例えば処分するにしても、1年寝かせれば1年価値が落ちるわけですよね。救急車も消防署にありますけれども、今2台ナンバーが外れたのがあるわけですよね。ああいうのとかは早く売れば、変な話1年遅ければ1年形式が古くなって安くなってしまわないかなという思いがあるのですが、財産取得ばかりではなくて、契約するのは、買うのは買うのでいいのですけれども、売ることとか入れかえをちゃんと考えてやっているのか、ちょっと疑問を感じたのでその点お願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ロータリ除雪車等の更新につきましては、更新する古い車両につきましては、有効活用を当然考えて更新しておりますし、財産的には財政課のほうの財産として有効活用する方向をとっております。以上です。

○議 長 消防長。

○消防長 救急車のほうは、現在2台、消防署の屋外のほうに置いてある車両があります。1台は昨年入れかえたもので、当然それで廃車という形になっています。もう1台については数年前に入れかえたもので、運搬車としてちょっと使いたいということで車検を取って残してきたものですが、老朽化してそろそろ処分という形になっております。こちらについては財政課のほうへ、前もオークションで売却した経過がありますので、何らかの公売の方法で売却をお願いしております。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 担当課のほうで不用となりました車両関係につきましては、財政課のほうで今はオークションで販売をしております、やはり特殊な車両ですので、なかなかいい値段がつきます。なるべく早くというご指摘でございますけれども、担当課のほうでも特にこういった車両は補助を活用したりしているところもありまして、その補助が正確につくかどうかといったところの確証が得られたり、あとは予備車としてどの程度必要かという検討もありますので、不用となったときにすぐ公売になかなか出せないこともあろうかと思いますが、ご指摘を受けまして、なるべく早くできるように努力してまいりたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 51 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車（2.2メートル級）1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 52 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.3メートル級）1台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 52 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案も前議案同様、予定価格が 2,000 万円以上の動産の買い入れであり、取得に当たり議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをごらんください。1、取得する財産の表示は小形除雪車（1.3メートル級）1台、2、取得の方法は指名競争入札、3、取得金額は 1,987 万 2,000 円、4、契約の相手方は、南魚沼市、株式会社国際自動車整備でございます。

めくっていただきまして、3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書で、契約期日及び納入期限は、前 51 号議案同様となっております。

めくっていただきまして、4 ページは入札調書でございます。同じく 3 者からの応札により、税抜き価格 1,840 万円、落札率 94.8%で落札となっております。

5 ページは契約の相手方の概要で、当市への納入実績が多数となっております。

めくっていただきまして、6 ページから仕様書、10 ページがオプション装備、11 ページが特記仕様書となっております。

12 ページは外観図で、新潟トランスス株式会社製の小形ロータリ除雪車 NR84 でございます。

以上、第 52 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 52 号議案 財産の取得について（小形除雪車（1.3メートル級）1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 53 号議案 財産の取得について（救助工作車Ⅱ型一式）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 53 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案も財産取得に当たり議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをお願いいたします。1、取得する財産の表示は救助工作車Ⅱ型一式、2、取得の方法は指名競争入札、3、取得金額は1億 1,880 万円、4、契約の相手方は長岡市の船山株式会社でございます。

めくっていただきまして、3 ページは物品購入仮契約書で、契約日が4月 24 日、納入期限は平成 31 年 2 月 28 日となっております。

めくっていただきまして、4 ページは入札調書であります。消防車両につきましては、艤装が必要で専門的なことから専門業者 6 者を指名し、うち 5 者からの応札により税抜き価格 1 億 1,000 万円、落札率 99%で船山株式会社が落札いたしました。

5 ページは契約相手方の概要で、4 の納入実績では、昨年、市への化学消防ポンプ自動車のほか中越管内での消防関係車両の納入実績がございます。

めくっていただきまして、6 ページ、7 ページは物品概要でございます。仕様書等にかわるものでありまして、ウィンチ、クレーン装置、照明装置をはじめ、災害・救助活動に必要な装備、資機材と収納装置を備えたものとなっております。

めくっていただきまして、8 ページが外観図となっております。

以上で第 53 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 点になります。消防団につきましては、最近、積載車とか小型ポンプ車等が、運転免許がなかなか普通免許では乗れなくて困っているというような話をちらっと聞いたこともあったのです。今回の救助工作車更新であります。消防職員のほうでは運転免許はどういう免許で乗れるのかというのがちょっと私もわかりません。

そしてまた、この中には 2.9 トン以上のクレーン機能が搭載されているというのも書かれております。建設業のほうで言えば、労働安全衛生法の中では 5 トン未満であれば 2.9 トン

ですか、小型移動式クレーンの資格等があるということもありますが、資格の分でどのようなことの扱いになるのか。それと最初に言った充足、消防職員が全てこういう車両等に従事できるのか。その2点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 まず、この車両については当然大型車両になりますので、大型免許が必要になります。消防職員の免許については、採用のときにといいますか、職員採用の募集のときに、大型免許取得可能な者というような形で一応明記されております。強制するものではありませんが、取得を勧奨しているというような状況で、入った職員については、全員ではありませんけれども、ほぼ大型免許を、こちらは自費で取得してもらっております。個人の資格にもなりますので、その辺では自費で現在お願いしている状況です。

それから、クレーンの資格については、こちらについては全員取得しております、こちらの取得については補助を出しております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第53号議案 財産の取得について(救助工作車Ⅱ型一式)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第24、第54号議案 財産の取得について(13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車一式)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第54号議案につきましてご説明を申し上げます。本議案も財産取得に当たり議決をお願いするものでございます。

議案1ページをお願いいたします。1、取得する財産の表示は、13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車一式、2、取得の方法は指名競争入札、3、取得金額は9,720万円、4、契約の相手方は、長岡市の船山株式会社でございます。

めくっていただきまして、3ページは物品購入仮契約書で、53号議案と同様に契約日が4月24日、納入期限は平成31年2月28日でございます。

めくっていただきまして、4ページ、入札調書でございます。専門業者5者を指名し、5者からの応札により税抜き価格9,000万円、落札率99.6%で落札となっております。

5 ページは、契約の相手方の概要で 53 号議案と同じ内容となっております。

めくっていただきまして、6 ページ、7 ページは物品概要で、主ポンプ、水槽、圧縮空気泡消火装置、泡消火薬液混合装置、13.7 メートルからマイナス 2.1 メートルまで届くバスケット装備などとなっております。

めくっていただきまして、8 ページが外観図でございます。

以上、第 54 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 入札にあまりこう何か言いたくはないのですが、この船山というところが 2 億円以上の金額で落札をしています。実際これをつくっているのは、多分モリタという会社であると思いますが、代理店のほうが安いというのはいかがなものかと思っております。ただ、船山さんというところ、メンテナンスあたりはちゃんとやれるのかどうか、その辺をお伺いしておきたい。

○議 長 警防課長。

○警防課長 今回、船山株式会社というところが落札されています。去年の化学車もそうですが、モリタの代理店となっております。故障等があったときは船山の担当の方に来ていただいて、修理等をしていただくのですが、船山が修理できないときは、モリタの本社のほうから来ていただいて修理してもらっています。以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 特殊なもの、除雪車もそうですけれども、どう見ても何か納得できないようなところもあります。これからもう少しこのメンバー等を考えるべきではないかと。この 5 者ぐらいしかないのかなと思いますけれども、どうもつくっているほうが高く、代理店が安いというのは納得できないところも。これは一般的な常識なのかなという気がするのですが、どうですか。これはちょっと見直す方法というのはないものか、教えてください。

○議 長 消防長。

○消防長 実際、今回、入札で指名した業者については、国内の消防の車両艤装については、もうトップメーカーを順に並べたという状況でありまして、実際その後のメンテナンス等を考えた中では、これはなかなか動かせないのかな。艤装メーカーは国内に数十社あると言われております。その範囲をかなり広げたとしても、どれだけの費用対効果が出るのかという部分はかなり疑問です。その後のメンテナンスまで考えたときに、非常に遠方の業者、あるいは企業規模が小さい業者が入ってきたような場合には、非常にメンテナンスのほうに危惧されるというような状況もありますので、ここをなかなか業者をという部分は、消防本部としては難しいのかなというふうに考えております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 消防のこの 2 つの議案について、私は入札結果の数値、先ほど総務部長が

言いましたが、前段が99%、その次が99.6%ですよ。これは特殊車両だからもう動かさないのだとか、あるいはこれで適正なのだというような入札だというふうに理解しているのかをひとつ。

要するに入札とは何ぞやと。要するに競争原理が働いて、予定価格の99%でちゃんと入札がうまくいったというふうに考えられているのか、ひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 結果でございますが、私どもは落札率が高いという趣旨のご質問かと思いませんけれども、私どもは適正だと考えてございます。予定価格を設定いたしまして、それぞれの入札者の方が見積もりをして入札したと。その結果がこの率になったと。結果は高い落札率になってございますが、適正と考えてございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 たまたまこういった形だということなのか。前段の除雪車は94%とか、93%というある程度予定価格との差は出てきていますね。そうした中で、私はこういう特殊な品物というのは、結果から見て入札というのに値しないのではないかと。もうこれは指名でもいいのではないかとというような感じになるのですけれども、そういった指導というのは全然ありませんか。こういった形で入札をしなければならないのだという形なのか、ひとつ聞いておきたいというふうに思います。

○議 長 副市長。

○副市長 ご存じのように、入札は一番先が一般競争入札、それから指名競争入札、それから随契ということですから、これを今のルールを外して1者でやるというときに、ではどういう理由があるかということになります。で、入札は公平ですから、先ほども総務部長が申し上げましたように、結果として99.6%ということでありました。これは、私どもは結果として受けとめる以外何ものでもないと思います。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第54号議案 財産の取得について（13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車一式）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、第46号議案 南魚沼市ふるさと応援基金条例の制定について

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第46号議案 南魚沼市ふるさと応援基金条例の制定についてご説明を申し上げます。返礼品を用いたふるさと納税推進事業につきましては、大変多くのご寄附をいただくこととなりました。いただいた寄附金の財源の区分といたしましては、一般財源でございますので、必要に応じて財政調整基金への積み立てと繰り入れによって対応すると説明を申し上げていたところでございます。しかしながら、先の議会でのご質問等もございまして、多くの方からふるさと納税という形でのご寄附をいただいているものでございますから、よりわかりやすい形での管理を目指し、検討をしております。

さらに今回、補正予算（第2号）においてもご説明申し上げましたように、平成29年度にご寄附いただいた方で、返礼品等を翌年度にかかる数回にわたってお受け取りになるという方が大変多くいらっしゃったことから、返礼品等の業務委託料のうち約1億3,000万円もの額が翌年度の執行になることとなりました。そのため、財政調整基金での資金の出入りが大きくなっており、この傾向は今後の年度でも想定をされます。

そこで、市が実際に事業の財源として活用できる部分を別途「基金」という形であらわし、そこからの出入りを通じで、ふるさと納税の活用事業をできるだけ明確にしていくことが、多くの寄附者の方への説明になることから、新たに「ふるさと応援基金」を設置したいものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。1ページでございます。第1条は、設置について、寄附者の思いを反映した施策に活用し、もって南魚沼市の魅力あるまちづくりを推進するためとし、第2条では、積み立てについて、積み立てる額は、予算で定める額とするとし、第3条では、最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。第4条では、運用から生ずる収益は、予算に計上して整備する。第5条では、必要な場合は、歳計現金に繰り入れて運用することができることと定め、第6条では、目的達成の用途に限り、これを処分することができることとさせていただきます。

めくっていただきまして、第7条は委任規定となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するの旨でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞きします。第2条の部分ですが、こちらの予算を定める時期というのは、今回みたく6月の議会というふうに考えていらっしゃいますでしょうか。その辺を教えていただきたいと思っております。

○議 長 財政課長。

○財政課長　やはり寄附でございますので、なかなかどのぐらいの額になるかというのが、想定したりすることが非常に難しい財源でございます。ですので、これからの流れとしまして、今、考えておりますのは、3月補正ぐらいの時期に、大体その年度の額が見えてまいりますので、そこで概算額を――果実として使える分ですね、その部分を3月補正で仮に概算で計上させていただいて、あと3月の末までいったものは決算ということで、9月議会のと看と今、考えております。以上です。

○議　長　15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　この基金、ちょっと遅きに失したかなと思っておりましたが、先ほど同僚議員のほうからの若干の質疑にもありましたけれども、明確化を図るためということであるとすると、寄附をいただいた金額を全てこの基金に積んで、その中から返礼品であったり、いろいろな経費だったり、こちらのほうを差し引いていくと。支出をしていくというほうがわかりがいいのではないかという、多分質疑であつたらうと思っています。

それに対して明確な答弁はなかったたなというふうに私は感じておりますけれども、まだ始まったばかりでありますので、おいおいそういったことも考えての基金として条例をつくつたというふうに考えてよいのか。あるいは、前々からの答弁にあるように、いろいろな経費を引いた中で南魚沼市が独自に使える部分だけを基金として積むのだと、この考え方は変わらないのだというのか。その2点のどちらなのかというところをお伺いします。

○議　長　総務部長。

○総務部長　1点目でございます。確かに議員のおっしゃるような方法をとるのも1つかとは思いますが、逆にそうしますと、また少しわかりが悪くなる部分も、もしかしたら生じるのではないかというふうには考えてございます。確かに総額とかの部分についてはわかりやすくなるということもございませけれども、どちらも一長一短という表現が正しいかどうかわかりませけれども、あるのではないかというふうには考えてございます。

私どもとすればやはり補正予算でも説明申し上げましたが、今現在は今の形で、いただいた総額からさまざまな経費等を差し引いて最終的に果実として残る分を基金に積みば、市が実質的な財源として使える部分が明確になると。どっちかという、今申し上げたところに焦点を置いて、この基金条例をつくってお願いしているわけでございます。

今現在は、その考えには変わりはございませけれども、必ずしも私の今の答弁に固執するものではございませないので、またよりよい方法があれば、当然改めるべきところは改めていければというふうには考えてございます。以上です。

○議　長　15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　総務部長の言うとおりでと思います。おいおいにということ。この基金条例を南魚沼市がつくつたということは、ご寄附をいただいた方にとって非常に明確になってきたなというところで、逆にまた私は南魚沼市の宣伝になるなというふうに思っておりますので、状況を見て、基金条例を変えるわけではありませから、その運用としてその場その場でもっとはっきりとわかる、鮮明になるというところを考えた中での運用をしていくも

のだなというふうに理解しましたので、その理解で間違いないかと。思いはまた答弁をお願いします。

○議 長 答弁。

総務部長。

○総務部長 今ほど申し上げました私の答弁、それからいただきました寺口議員のご意見、参考にしながら、これからも進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 5条ですけれども、ふるさと納税の基金に、部分に関しては、繰りかえ運用なんて要らないのではないかなと私は思うのですよね。もう入ったものはすぐ使うというふうな姿勢でないかと、逆にこうややこしくなると思うので、繰りかえ運用なんてことを言っていると、じゃあ、使ったら戻さなければいけないのかとか、そういうふうに私は思っています。これは5条を入れた理由というのは何でかなというふうな、お願いしたいのですよ。

○議 長 財政課長。

○財政課長 確かにおっしゃるとおりで、そんな長持ちをするためのものではございませんのというか、基金の条例としては、ほかの基金条例にも入っております、いわゆる一般的な規定でございますので、そこまで突き詰めてではないのせ方ではございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 明確になるだろうという話ですけれども、私は今現在もどういうふうにして使っていただけるかということ、これだという話はわかったのですが、要するに寄附した額に対して返礼率というのは、我々はわからないのですね。そういうチェックができないのですよね。やはり決算でそういうことがきちんと出てくるのかどうか。要するに50%以上出しているではないかとか、そういった話があるのですけれども、手数料引いて経費を引いて実費を、そういうことが、私はこれだけでは我々がチェックがきかないのではないかなという感じがするのですけれども、その点はどういうふうに考えていますか。要するに寄附金の運用ですよね。寄附金をどう使っているかという問題についてのチェックはできないのではないかと。

○議 長 総務部長。

○総務部長 いただいた寄附の果実分をどう使うのかわからないというご趣旨の……（何事か叫ぶ者あり）済みません、少しご質問の趣旨を私が、申しわけありませんが理解できないところもありますので、お答えできる範囲でまずお答えいたしたいと思えます。

まず、返礼品の率、いわゆる返礼率ということでしょうかね。その部分については、まだ数字は精査中でございますので、最終的な率というのはここで答えできる段階にはございませんし、それを——もちろん9月の決算議会になれば数字は出るわけでございますが、その率をお答えするのが適当なのかどうかという問題も、私の一存で今お答えしますということは、少しお返事できませんので、差し控えさせていただきたいと思えます。

ちなみに、逆に少し、答えがご質問と違うかもしれませんが、先ほど財政課長が申し上げましたように、いただいたご寄附に対して私どもの果実がどれぐらいになるかということになりますと、35.9%、約36%ということは先ほどお答えしたとおりでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第46号議案 南魚沼市ふるさと応援基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第26、第47号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第47号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の制定についてご説明を申し上げます。本条例は、当地域における基幹病院を核とした地域医療構想の構築が進む中で、今後、地域完結型医療を実現するため、地域内の課題であります人材不足問題への取り組みとしまして、看護師を地域内で養成するために市独自の修学資金貸与制度を始めたいものでございます。

看護師数につきましては、新潟県地域医療構想によりますと、魚沼構想区域の状況は、人口10万人当たり861人となっており、県平均より45人ほど低い状況でございます。また、市内の介護事業所へのアンケート調査では、31名の看護師が不足しているとの実情がわかってまいりました。今後ますます高齢化が進み要介護者の絶対数が増えていく中で、医療と介護の連携の重要性が高まることから、医療現場のみならず、介護現場での看護師の必要性もさらに高まるものと考えております。

この状況に対応するため、市内に就業する看護師を増やす対策としまして、市内の学生が市内の養成施設で学び、市内の病院に勤務することを条件に修学資金を貸与し、一定期間勤務することで返済を免除する制度を制定したいものでございます。

それでは、議案に基づきまして説明をさせていただきます。

第1条、目的でございます。目的につきましては、今ほど前段で申し上げた内容を集約したものでございます。

第2条は、貸与を受けることができる資格要件でございます。

第1号で、市内の看護師養成施設に在学していることとしております。現時点では、市内の看護師養成施設は北里大学保健衛生専門学院の1校ということになります。

第2号では、市内に住所があることとしております。

第3号では、卒業後市内の医療機関等に勤務する意思があることを条件としております。医療機関につきましては、アにおいて200床未満の病院としておりまして、基幹病院のような大規模病院の場合は、県内外からの広くリクルート活動が可能であることから、対象外としております。イでは、精神病床の割合が高い病院の特例を、ウでは、診療所を、エでは介護施設について定めております。

次に2ページ目をお願いいたします。第4号では、教育委員会の奨学金との重複貸与ができないことを規定しております。これは、看護師を目指す学生に対しては、ほかにも修学資金の制度があることから、一般の奨学金との重複をできないことといたしました。

第3条では、申請資格を定めております。これは、本修学資金貸与の募集を入学前に行うことから、貸与資格とは別に申請時での資格を規定したものでございます。

第1号では、選考日までに養成施設への入学の手続を完了または完了見込みであることを条件としております。これは、推薦入試枠において入学する学生を対象とすることで、早期の段階で優秀な修学生を確保することを目的として規定したものでございます。よって、年を開けて行われる一般入試による学生は対象外としております。対象者は、北里学院の推薦入試枠におきましては、指定校推薦、公募制推薦、AO特別選抜、特別自己推薦、社会人自己推薦の5つの枠の中での推薦入試となります。現時点では、10月下旬に申請を受け付け、12月中旬に選考試験を実施する計画であります。

第2号では、申請時に本人が市内に住所を有しているか、保護者が市内に住所を有していることとしております。これはあくまでも市民を対象とする制度であることから、条件を定めております。Uターン、移住者、こちらにつきましても制限はありますが、対象となる部分を設けて考えております。

第3号では、前条と同様に、卒業後、市内の医療機関等に勤務する意思があることを規定してございます。

第4条では、貸与の決定について規定をしております。選考方法は面接と作文によることとして、1学年5名を上限に予算措置する予定であります。このたびの補正予算での債務負担行為を設定したときにもご説明いたしましたが、5名以内ということで設定を考えております。

第5条では、修学資金を月額5万円とし、無利息により貸与することを規定しております。

第6条では、修学資金の貸与の方法を規定しております。基本的には毎月当該月分を貸与することになりますが、第2項で、年度分をまとめて繰り上げ貸与できることを規定しております。

第7条では、貸与の期間を規定しておりまして、最短の修学期間を超えないとしており、

北里学院の場合は最大で4年、48か月分の貸与となります。

第8条では、連帯保証人が2人必要であることを規定してございます。

次に3ページをお願いいたします。第9条では、貸与の停止、休止及び保留について規定しております。第1項では、第1号から第7号まで、貸与が停止になる場合を規定し、第2項では、休学や停学の場合の貸与の休止について取り扱いを、第3項では、卒業年度において休止になった場合の取り扱いを、第4項では、在学中に提出しなければならない書類が滞ったときの貸与の一部保留について規定しております。

第10条では、返還債務の当然免除について規定しております。第1項で、卒業後、直ちに市内の医療機関に勤め、かつ1年以内に資格を取得し、60か月を勤務したときに全額を免除するというものでございます。これは、4年の貸与に対して5年間の勤務をしたときに全額を免除するという内容のものでございます。

第2項では、市内の医療機関に引き続き勤務した場合に期間を合算できる旨を。次の4ページをお願いいたします。こちらの第3項では、休職、停職、育児休業等の勤務しなかった場合には、この期間を控除してカウントしないことを規定しております。こういったことで60か月をクリアしていくというふうな内容となっております。

第11条では、返還について規定しております。1号から5号までの状況に至った場合は、返還しなければならないことを規定し、看護師にならなかった場合や当然免除を受ける前に亡くなった場合などについて想定した内容を1号から5号まで記載してございます。

第12条では、返還債務の裁量免除にして規定しております。

第1項では、医療機関の看護師になったが、途中で退職した場合に、その勤務期間によっては、一部免除することができることを想定しており、その具体的な計算は規則において定めております。第2項では、特別な場合において、減額及び免除することができることを規定しております。

第13条では、返還債務の履行猶予について規定しております。第1号で、医療機関の看護師で勤務している場合は、当然免除を受けるまで5年の期間が過ぎるまで履行猶予中であることを、第2号では、貸与の停止になった場合も、養成施設に在学している期間は猶予することを、第3号では、やむを得ない理由により返還ができなくなったが、免除に該当する状況でない場合に猶予することを規定しております。

第14条では、勤務期間が60月になるまで、勤務状況を証明する報告書を提出する旨を規定してございます。

次の5ページをお願いいたします。第15条では、第11条にあります返還の対象になった場合で、返還が滞った場合の滞納利息の率と計算について規定しております。

第16条では、在学期間中に毎年度提出する書類について規定しているものでございます。

第17条では、条例に定めるほかの必要な事項を規則で定めることを規定している委任事項でございます。

附則としまして、本条例は、公布の日から施行したいものでございます。

なお、他の修学資金との併用につきましては、新潟県看護職員臨時修学資金及び市立病院の修学資金との併用は可といたしておりますので、最大では月額 15 万円の修学資金の貸与を受けることが可能になるものと考えております。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっとお伺いいたしますけれども、ただいま説明をしていただきましたが、まず大前提として地域内で養成したいという前提がありますので、地域内の教育施設とか、そういうふうに限定了たのでしょうけれども、そこら辺がどうなのかなというところですよ。魚沼市あたりは同じような制度ありますけれども、そういうふうな限定はなく幅広くして、帰ってきて働いてくださいよ。そういう条件は同じくありますけれども、そういうふうにしないと、今、千葉まで東京まで看護師になるために学校に行っている人がいますよね。そういう人たちも呼び寄せるような取り組みでないと、今の看護師の不足の状況というのは解決しないのではないかと私は思うのですよね。

そして、基金ではなくて、債務負担行為のところでお話ししましたけれども、5 万円で 5 人で 4 年で 1,200 万円ということなので、5 人しか見込んでいないで、こんなものでいいのかという思いもあるのですけれども、北里だけに限定して、5 人だけでも応募がある胸算用とか計算でのことなのか。

私はやはり幅広くして、5 人でももっといっぱい、じゃあ帰ってくる人がいるのならばないと、今の看護師事情は何とかならないと思うのですよね。介護職場だけでも 30 人も看護師さんが足りないという話がありましたので、その辺どういうふうな考えでこういうことになっているのかというところをお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 番目のご質問の部分でございますけれども、ほかの養成施設もいろいろあるわけですので、どこのところを選んでもいいのではないかというふうなお話もあるかと思っておりますけれども、今回の制度につきましては、ほかの養成施設を出た場合の看護師の場合には、非常にいろいろな受皿の奨学資金の貸与がありますので、そういった活用も可能なので、今回はこの市内の養成学校にいる方が、市内に勤めるという条件で貸与を受けるということで、早めに学生の確保ができ、確実に市内に残って市内の医療機関で勤務してもらえという、確実性をとった形での貸与制度に考えております。

また、5 名という人数をどういったところからというふうなお話でございますけれども、北里学院さんの場合に、平成 29 年度におきまして魚沼地域内の高校からの進学者の状況は、7 校で 27 名の入学がございます。この中で南魚沼市民の方がどのくらいの率といったところまでは調べてありませんけれども、27 名のうち半数が南魚沼市の市民だとして 10 数名の対象者が出てくるわけですし、また、この部分がこの新制度を進めることによりまして増えていく可能性が高いと思っておりますので、そういったものを期待した中での 5 名という人数を想

定しております。以上です。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 4点ほどちょっとお伺いをしたいと思っておりますけれども、今ほど同僚議員からありました、市内の養成施設に限るという問題ですけれども、例えば県の奨学金、それから病院事業で行っている奨学金、これらは養成施設は限定をしていない。部長の説明の中でもIターン等も含めて対応といいますか、可能性は残っているというようなお話もあったわけですが。基本的には医療技術者を確保ということになれば、今、同僚議員からありましたように、幅広い施設といいますか、そこで南魚沼市で働きたいという意思があるのであれば、より多くの広い人材を求めるという意味で、確実性という話もありましたが。それはここに実際に市内の施設に勤務をして一定年数を勤めるわけですから、そこはそこでもう担保されているのではないかという気がするのですが。

別にもう一つ、例えば市内の養成施設でございますので、今度また十日町でというようなお話もあります。その中でこの市内の養成施設をきちんと今後も運営といいますか、これまで市にずっとそういう意味では貢献をしてきたいただいた施設でもありますから、そういった意味合いが含まれるのであれば、またそれはそれで理解できるかなという気がするのですが、その辺を少し1点お伺いします。

それから、病院事業のほうで、ある資金とこれは共用ができるということでお話を伺いました。そうしますと、例えば選考等で5名を超えた場合でも、病院のほうの資金を受けているからとか、そういったものは選考条件の中には加味をしないといいますか、そこは全く白紙で個人の能力ですとか、状況そういったもので選考するというお考えなのかどうかをひとつお聞きしたいと思います。

それから、これは2条のところで、例えば3号のウで「診療所」とございますけれども、ご承知のように看護師さん新卒で病院に入ったとしても、なかなか一人前といいますか、それで対応ができるわけではなくて、やはりスキルアップが一人前の看護師になるには必要なわけです。一般的に考えると、なかなかいきなり新卒で診療所で、いわゆるプロの看護師さんといったら失礼ですけれども、きちんとしたスキルアップの場が与えられるのか。その辺について十分だというようなお考えがあるのかどうか。

最後4点目ですけれども、2条の2号ですか、修学資金の貸与を受けることができる者は、「南魚沼市に住所を有する」ということですから、本人が住所を有する。申請の段階では、親がいればいいけれども、例えば親が南魚沼市で、そのお隣に魚沼市あたりにアパートはだめだよと。市内にちゃんと住所を持ってきなさいということだと思っておりますけれども。

それともう一つ、受けることのできるということで、市内の医療機関で「勤務しようとする意思を有している」ということが2条にございますが、10条の返還債務の当然免除のところを見ますと、「卒業後、直ちに医療機関の看護師となり」と。受けるときに市内の医療機関で働くという意思があれば、この10条を見ますと、卒業後、市外の医療機関でも直ちに医療機関の看護師として勤務をして60か月あれば、債務の当然免除が受けられるような、どう

も文章づらだと読み込めるのではないかという気がするのですが、その4点をちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のご質問でございますけれども、確かにほかの養成機関等から募集をかけたほうが、幅広くまた大勢の人が集まるのではないかというご意見もあろうかと思えます。確かにそういった選考もあるかと思うのですが、先ほどの答弁と重複するところもありますけれども、あくまでも確実性というところもあります。ほかにも奨学資金としてはいろいろの看護師養成の場合はあるものですから、そういったものも活用できた中で、使える人は使っていただく。でも、この市内の養成学校に入った人は、主として市内に勤務できるということになると、またもう一つ修学資金が加わるのだというところを強調したいというふうに考えました。それによって、確実にそこの市内の医療機関にとどまってもらえる人を増やしていきたい、そういったことで、地道に看護師の数をこの地域内に増やしていきたいというふうな考え方からでございます。

あと、Iターン・Uターンという可能性についても考えているというところは、社会人枠という部分を考えましたので、社会人枠の場合には、例えばこちらのほうで社会人として勤めていた方が看護職のほうに移行したいという場合にも、北里学院の中にあります社会人枠推薦を受けることによりまして、合格者は対象になりますということで、IターンあるいはUターンにつきましては、親がこちらに住所を有することで、Uターンの対象になるということと考えております。

あと病院と重複できる場合の考え方ですけれども、こちらは新制度のほうは1学年になる方が対象ですので、在学中の学生さんは対象外の制度であります。ですので、今、学院のほうに在学している方が、3年から受けて、あるいは2年から受けて、こういった場合は対象外になっておりますので、あくまでも来春入学する人を対象にした制度であるということでございます。そういう関係がありますので、病院側の選考は、入学後あるいは随時行っているわけですので、そういった部分で病院のほうとの重複の中で、制度をこちらに合格した合格しないで重複する部分で、選考において問題が起きるといふ部分はないかというふうに考えております。

3番の、新卒者が診療所において勤務してどういうものなのかというご意見でございますけれども、社会人枠での採用の部分もありますので、ある程度年齢がいった人の場合には、病院での長時間、夜勤がある勤務等を選ばないという方もいらっしゃるかと思います。そういった方も考慮した中で、地域内の看護師全体が増えていくということで、地域内の看護師を増やすという部分では、診療所に勤務することも当然あり得るのではないかと考えてもいいのではないかとこのように思っております。

あと、市内に住所を有するという部分につきましては、学生の間でこちらにいる場合は、市内に住所を有していただきたいというふうに定めております。ですので、魚沼市等のアパートに入った場合には対象にならないというふうに考えておりますし、10条におきまして、

当然免除の部分でございますけれども、医療機関という部分が、第2条の第3号のほうでうたっておりますけれども、市内のいずれかの医療機関等とありますので、市内の医療機関に勤務するという意味でございます。以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2条の「意思を有する」という部分ではわかるのですけれども、これは貸与資格ですから、入学時に意思を有していれば、貸与しますよということだと思っておりますよ。10条は、「卒業後、直ちに医療機関の看護師になり」ということですから、受けるときは、市内で働くという意思を持っていなければだめだよ。持っていれば貸与資格はありますよということで、最後に返還債務の免除のところでは、これは医療機関の看護師になればというふうには読めないのですよね。当然、当初の意思があれば、ここまで担保されるように思えるのですよ。ちょっとそこをもう一度お願いしたいです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第2条第3号におきまして、医療機関について説明しているわけですが、「市内の次のいずれかの医療機関等に」というところの、以下「医療機関」とありますので、ここでアからエまで説明している医療機関ということでございますので、そこに勤務すると、当然免除の対象になるという意味でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第47号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、6月11日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時56分〕